

情報公開制度・個人情報保護制度 運用状況報告書

(令和2年度)

大牟田市

目 次

第 1 章	大牟田市の情報公開制度のあらまし	
第 1 節	公文書公開制度	1
1	公文書公開制度の概要	1
2	情報公開に関する市民の利用窓口	4
第 2 節	情報提供施策及び情報公表制度	4
1	情報提供施策	4
2	情報公表制度	4
3	大牟田市情報の公表及び提供の推進に関する要綱	4
第 2 章	情報公開制度の運用について	
第 1 節	公文書公開制度の運用状況	5
1	公文書公開請求の処理状況	5
2	実施機関別の公文書公開請求の処理状況	5
3	非公開理由の状況	6
4	請求者別請求の状況	6
5	審査請求の状況	6
6	苦情申出の状況	6
7	大牟田市情報公開審査会の開催状況等	6
8	公文書公開請求一覧	8
第 2 節	情報提供等	23
1	情報公開センター	23
2	その他	23
(資料 1)	大牟田市情報公開条例	24
第 3 章	大牟田市の個人情報保護制度のあらまし	
第 1 節	個人情報保護制度	32
1	個人情報保護の原則	32
2	個人情報保護条例の主な内容	33
3	保有個人情報等の開示請求等の受付窓口	34
第 4 章	個人情報保護制度の運用について	
第 1 節	個人情報保護制度の運用状況	35
1	保有個人情報等の開示請求等の処理状況	35
2	実施機関別の保有個人情報の開示請求の処理状況	35
3	審査請求の状況	36
4	簡易開示の件数	36
5	事務の届出状況	39
6	大牟田市個人情報保護審議会の開催状況等	39
7	保有個人情報開示請求一覧	41
8	保有個人情報等の特例扱いに関する類型	42
9	個人情報保護審議会への諮問の状況	47
(資料 2)	大牟田市個人情報保護条例	48

第1章 大牟田市の情報公開制度のあらまし

本市の情報公開条例は、平成7年4月1日に施行しましたが、平成15年3月の全面改正により、新しい大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号。以下「条例」という。）を制定し、同年7月1日から施行しています。条例は、市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を一層促進し、市民の理解と信頼を深め、もって公正かつ透明で開かれた市政の発展に寄与することを目的としています。

本市の情報公開制度は、公開請求権者の請求によって市が保有している公文書を公開する「公文書の公開制度」、市が保有する行政情報を積極的に提供する「情報提供施策」及び法令上公表を義務付けられている「情報公表制度」の3つを柱として、行政情報の公開を総合的に推進するものです。条例の効率的な運用と行政情報の提供の場を確保するため、本庁舎2階に情報公開センターを設置しています。

なお、平成22年4月1日、大牟田市立総合病院の経営形態の変更に伴い、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「大牟田市立病院」という。）が設立されましたが、引き続き条例第2条第1項に定める実施機関として運用しています。

第1節 公文書公開制度

1 公文書公開制度の概要

この制度は、市の機関が保有している公文書について公開請求権者から公開請求があった場合に、これを原則的に公開するという制度です。

公文書公開制度の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 目的（条例第1条）

- ① 市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにする。
- ② 公正かつ透明で開かれた市政の発展に寄与する。

(2) 実施機関（条例第2条第1項）

公文書公開制度を実施する機関を実施機関といい、市長、消防長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会、市が設立した地方独立行政法人及び大牟田市土地開発公社が実施機関となっています。各実施機関は、それぞれこの条例による事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負うものです。

(3) 公文書（条例第2条第2項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（官報等を除く）が対象となっています。

(4) 実施機関の責務（条例第3条第1項）

市民の公開請求権を十分に尊重するとともに、個人情報のみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならないこととしています。

(5) 公開請求権（条例第5条）

「何人」も公文書の公開を請求することができます。

(6) 公開請求の手続 (条例第6条、第11条、第12条、第17条)

請求から公開までの流れは次のとおりです。

- ① 請求 請求者が公開請求書を情報公開センターへ提出
- ② 受付 公開請求書を情報公開センターが受け付け、事務担当課に送付
- ③ 決定 事務担当課は、請求があった日の翌日から起算して、14日(正当な理由により延長する場合は30日)以内に、情報公開センターと協議のうえ公開・非公開を決定
- ④ 通知 事務担当課から請求者に対し、決定通知書により決定内容を通知
- ⑤ 公開 公開又は一部公開決定の場合、指定した日に事務担当課が情報公開センターで請求者に対し公開を実施(閲覧、視聴又は写しの交付)

(7) 公文書の公開義務 (条例第7条)

次に掲げる情報(非公開情報)を除き、公文書を公開しなければならないこととしています。

① 個人情報(第1号)

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、法令等に規定がある場合や、人の生命、健康等を保護するため等、例外的に公開する情報があります。

② 法人等情報(第2号)

法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康等を保護するため、例外的に公開する情報があります。

③ 審議等情報(第3号)

市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

④ 行政運営情報(第4号)

市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

⑤ 任意提供情報(第5号)

実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているもの等。ただし、人の生命、健康等を保護するため、例外的に公開する情報があります。

⑥ 社会的障害情報(第6号)

公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

⑦ 法令秘情報(第7号)

法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により公にすることができないと認められる情報

- ⑧ 社会的差別情報（第 8 号）
公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報
- (8) 公文書の部分公開（条例第 8 条）
非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分以外を公開しなければならないこととしています。
- (9) 公文書の存否に関する情報（条例第 10 条）
公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができることとしています。
- (10) 費用負担（条例第 18 条）
公文書の写しの交付を受けるものは、その費用を負担しなければなりません。
用紙に複写する場合、白黒 1 枚（片面）10 円、カラー 1 枚（片面）50 円
- (11) 審査会への諮問（条例第 20 条）
公開決定等について審査請求があったときは、裁決をすべき実施機関は、大牟田市情報公開審査会に諮問しなければならないこととしています。
- (12) 大牟田市情報公開審査会（条例第 24 条）
審査会は、5 人以内の委員により構成され、地方自治及び情報公開制度に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱することになっています。
審査会の主な機能は、次のとおりです。
- ① 公開決定等に対する審査請求について、審査すること。
 - ② 苦情申出について検討し、実施機関に意見を述べること。
 - ③ 情報公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。
- (13) 指定管理者の情報公開（条例第 35 条）
- ① 実施機関は、指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定するもの）が保有する情報であって、当該指定管理者が管理する公の施設に関するものうち実施機関が保有していないものについて公開の請求があったときは、速やかに、当該指定管理者に対し、当該情報の提出を求めるものとしています。
 - ② 指定管理者は、情報の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならないとしています。
- (14) 出資法人等の情報公開（条例第 36 条）
- ① 出資法人（規則で定めるもの）は、その性格及び業務内容に応じ、保有する情報の公開に努めるものとしています。
 - ② 実施機関は、出資法人に対し、情報公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとしています。
 - ③ 実施機関は、補助金等交付団体（年額 100 万円以上交付しているもの）の当該補助金等の執行状況に関する情報のうち実施機関が管理していないものについて公開請求があった場合において、必要があると認めるときは、当該補助金等交付団体に対し、当該情報の提出を求めるものとしています。
 - ④ 補助金等交付団体は、情報の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるよう努めなければならないとしています。
- (15) 罰則（条例第 41 条）

「大牟田市情報公開審査会委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない（退職後も同様）。」という規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとしています。

2 情報公開に関する市民の利用窓口

市庁舎2階の情報公開センターでは、情報公開に関する総合的窓口として、各種の行政資料や広報刊行物の閲覧、コピーサービス等の情報提供、情報公開に関する相談、案内、公文書公開請求書の受付等を行っています。ただし、大牟田市立病院に係る情報公開に関する相談、公文書公開請求書の受付については、同病院の診療情報管理室で行っています。

第2節 情報提供施策及び情報公表制度

1 情報提供施策

情報提供施策とは、市民の請求を待つまでもなく、市民が必要とする情報を迅速かつ的確に提供しようというものです。

実施機関は、市民の市政参加の促進、公正で適切な市政運営の確保及び市民の生活便益の享受の増進のために必要な情報を把握し、積極的かつ能動的に情報提供を進めなければなりません。

現在、情報公開センターにおいて、情報公開の相談、案内等を行うとともに、市が作成し、又は入手した刊行物や行政資料を収集して展示し、情報提供に努めています。

2 情報公表制度

情報公表制度は、法令により一定の事項を義務的に広く市民に公表する制度です。

実施機関は、この公表内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、公表に適する情報を把握し、積極的に公表することが求められています。

3 大牟田市情報の公表及び提供の推進に関する要綱

これまでの情報提供に加え、さらに審議会等の資料・会議録、市政運営に係る重要な方針等に関する情報等の公表を行うことなどを明文化した標記要綱を制定し、平成20年4月1日から施行しています。これに基づき各部署が統一的な取扱いを行い、適宜・的確な情報の公表・提供を行うことによって、市民の市政への参加を一層促進し、開かれた市政の発展に寄与するとともに、協働によるまちづくりの一層の推進を図っていかうとするものです。

第2章 情報公開制度の運用について

第1節 公文書公開制度の運用状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 公文書公開請求の処理状況

令和2年度の公文書公開請求の件数は、135件でした。

なお、「不存在」の通知は非公開決定処分の中に含まれています。

これらの処理状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

受付場所	公開請求	公開請求に係る決定					審査請求		苦情申出
		公開	一部公開	非公開		取下げ	取下げ		
				不存在					
情報公開センター	135	15	119	1	(1)	1	0	(0)	0
大牟田市立病院	0	0	0	0	(0)	0	0	(0)	0
合計	135	15	119	1	(1)	1	0	(0)	0

*1つの請求に対して2つの決定をしたものが1件あるため、決定の合計は請求の件数と一致しません。

2 実施機関別の公文書公開請求の処理状況

令和2年度の公文書公開請求の処理状況を実施機関別にみると、表2のとおりです。

表2

(単位：件)

実施機関	公開請求	公開請求に係る決定					審査請求		苦情申出
		公開	一部公開	非公開		取下げ	取下げ		
				不存在					
市長	54	13	40	1	(1)	1	0	(0)	0
消防長	1	0	1	0	(0)	0	0	(0)	0
企業管理者	75	1	74	0	(0)	0	0	(0)	0
教育委員会	5	1	4	0	(0)	0	0	(0)	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	(0)	0	0	(0)	0
監査委員	0	0	0	0	(0)	0	0	(0)	0
農業委員会	0	0	0	0	(0)	0	0	(0)	0
公平委員会	0	0	0	0	(0)	0	0	(0)	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	(0)	0	0	(0)	0
議会	0	0	0	0	(0)	0	0	(0)	0
大牟田市立病院	0	0	0	0	(0)	0	0	(0)	0
大牟田市土地開発公社	0	0	0	0	(0)	0	0	(0)	0
合計	135	15	119	1	(1)	1	0	(0)	0

3 非公開理由の状況

非公開と一部公開の決定状況について、平成 15 年 7 月 1 日前に作成・取得した公文書の旧条例第 9 条第 1 号から第 7 号までの適用はありませんでした。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に作成・取得した公文書の新条例第 7 条第 1 項第 1 号から第 8 号までの適用状況は、表 3 のとおりです。

表 3 (平成 15 年 7 月 1 日以降に作成・取得した公文書) (単位：件)

大牟田市情報公開条例（平成 15 年大牟田市条例第 37 号）第 7 条第 1 項各号		適 用 件 数		
		非 公 開	一部公開	計
第 1 号	個人情報		20	20
第 2 号	法人等情報		100	100
第 3 号	審議等情報			
第 4 号	行政運営情報		96	96
第 5 号	任意提供情報			
第 6 号	社会的障害情報			
第 7 号	法令秘情報			
第 8 号	社会的差別情報			
計		0	216	216

(注) 重複適用があるため、表 1 の件数と一致しません。

4 請求者別請求の状況

公文書公開請求の件数を請求者別にみると、表 4 のとおりです。

表 4 (単位：件)

公文書公開の請求者の区分			件 数
請求権者	(1)	市内に住所を有する個人又は事業所を有する法人等	108
	(2)	市外に住所を有する個人又は事業所を有する法人等	27
合 計			135

5 審査請求の状況

令和 2 年度は、公文書の公開決定等に対する審査請求はありませんでした。

6 苦情申出の状況

令和 2 年度は、公文書の公開決定等に対する苦情の申出はありませんでした。

7 大牟田市情報公開審査会への報告状況等

令和 2 年度の審査会への報告状況は、表 5 のとおりです。

また、審査会の委員は、表 6 のとおりです。

表 5

回数	報告年月日	報告内容
第 1 回	令和 2 年 7 月 3 0 日	①令和元年度運用状況について（報告）

表6

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

氏名	職名	役職
川満佳代子	家事調停委員	委員
竹本安伸	司法書士	委員
東隆也	人権擁護委員	委員
蓑輪靖博	福岡大学法学部教授	副会長
湯村しおり	弁護士	会長

*令和3年3月31日現在

(敬称略五十音順)

8 公文書公開請求一覧

令和2年度に情報公開センターで受付した公文書の公開請求の内容は、表7のとおりです。

また、大牟田市立病院は、公文書の公開請求はありませんでした。

表7

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
1	2	4	1	大牟田市宮崎長浦地区長浦堤改良工事 本工事費内訳書、単価表	大牟田市宮崎長浦地区長浦堤改良工事 本工事費内訳書、単価表、施工単価表、施工パッケージ	一部公開	産業経済部	農林水産課	2.4
2	2	4	1	大牟田市学校給食に係る食材納品業者名の一覧（令和2年度）	令和2年度大牟田市小学校給食用物資納入業者登録一覧 令和2年度大牟田市中学校給食用物資納入業者登録申請一覧	一部公開	教育委員会事務局	学務課	1
3	2	4	9	令和2年度大牟田市三川地区公民館他5館、延命庁舎清掃業務委託 見積合せ結果	令和2年度大牟田市三川地区公民館清掃業務委託、勝立地区公民館清掃業務委託、吉野地区公民館清掃業務委託、三池地区公民館清掃業務委託、手鎌地区公民館清掃業務委託、駛馬地区公民館清掃業務委託、延命庁舎清掃業務委託に係る見積もり合わせ結果一覧	一部公開	市民協働部	地域コミュニティ推進課	4
4	2	4	9	令和2年度大牟田市近代化産業遺産見学者用トイレ清掃業務見積合せ結果	令和2年度大牟田市近代化産業遺産見学者用トイレ清掃業務見積合わせ結果表	公開	産業経済部	観光おもてなし課	—
5	2	4	9	令和2年度大牟田市石炭産業科学館清掃業務委託、大牟田市石炭産業科学館環境衛生業務委託 見積合せ結果	令和2年度大牟田市石炭産業科学館清掃業務委託見積結果、令和2年度大牟田市石炭産業科学館環境衛生管理業務委託見積結果	一部公開	産業経済部	観光おもてなし課	4
6	2	4	9	令和2年度大牟田市延命公園外44公園トイレ清掃業務委託 見積合せ結果	令和2年度大牟田市延命公園外44公園トイレ清掃業務委託見積結果表	一部公開	都市整備部	都市計画・公園課	4
7	2	4	9	令和2年度大牟田市保健センター清掃業務委託 見積合せ結果	令和2年度大牟田市保健センター清掃業務委託見積り合わせの結果について	公開	保健福祉部	保健福祉総務課	—
8	2	4	9	令和2年度大牟田市高齢者生きがい創造センターワックス清掃等業務委託 見積合せ結果	令和2年度大牟田市高齢者生きがい創造センターワックス清掃等業務委託見積結果表	公開	保健福祉部	福祉課	—
9	2	4	9	令和2年度大牟田市中学校給食センター清掃業務委託、大牟田市中学校給食センター受水槽清掃業務委託 見積合せ結果	令和2年度大牟田市中学校給食センター清掃業務委託見積合せ結果表、令和2年度受水槽清掃見積結果表	公開	教育委員会事務局	学務課	—
10	2	4	17	大牟田市大字吉野地内外配水管布設工事に関する金入り設計書の本工事費内訳書（当初設計）	大牟田市大字吉野地内外配水管布設工事に関する金入り設計書の本工事費内訳書（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
11	2	4	17	大牟田市公共下水道事業吉野汚水第二幹線築造工事に関する金入設計書の本工事費内訳書（当初設計）	大牟田市公共下水道事業吉野汚水第二幹線築造工事に関する金入設計書の本工事費内訳書（当初設計）	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
12	2	4	17	2018～19年度に大牟田市が行った懲戒処分、訓告、厳重注意に関する公文書	・互助会の会費の私的流用に係る措置について ・公用文書の紛失に係る措置について ・街路樹維持管理業務委託料の未払いに係る措置について	一部公開	企画総務部	人事課	1

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、8号：社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
13	2	4	17	2018～19年度に大牟田市教育委員会が行った懲戒処分、訓告、嚴重注意に関する公文書	・〇〇小学校への投書についての報告 ・教職員の懲戒処分について(通知) ・教職員の服務上の措置について(報告)	一部公開	教育委員会事務局	学校教育課	1
14	2	4	17	2018～19年度に大牟田市消防本部が行った懲戒処分、訓告、嚴重注意に関する公文書	消防長口頭による「注意」	一部公開	消防本部	総務課	1
15	2	4	17	大牟田市大字唐船地内配水管布設工事、大牟田市七浦町地内外配水管布設工事、大牟田市延命配水池送水管布設(2工区)工事、大牟田市延命配水池送水管布設(3工区)工事、大牟田市延命配水池送水管布設(4工区)工事 内訳書、明細書、単価表、交通整理員計算表	大牟田市大字唐船地内配水管布設工事、大牟田市七浦町地内外配水管布設工事、大牟田市延命配水池送水管布設(2工区)工事、大牟田市延命配水池送水管布設(3工区)工事、大牟田市延命配水池送水管布設(4工区)工事に関する金入り設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表及び交通誘導員計算表(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
16	2	4	20	大牟田市大字吉野地内外配水管布設工事 内訳書、明細書、単価表、交通整理員計算表	大牟田市大字吉野地内外配水管布設工事に関する金入り設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表及び交通誘導員計算表(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
17	2	4	20	大牟田市公共下水道事業吉野汚水第二幹線築造工事 内訳書、明細書、単価表、交通整理員計算表	大牟田市公共下水道事業吉野汚水第二幹線築造工事 金入り設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表(当初設計)	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
18	2	4	27	大牟田市宮崎長浦地区長浦堤改良工事 本工事費内訳書	大牟田市宮崎長浦地区長浦堤改良工事 本工事費内訳書	一部公開	産業経済部	農林水産課	2.4
19	2	4	27	吉野汚水第二幹線築造工事(当初)の金入り本工事費内訳書及び明細書	大牟田市公共下水道事業吉野汚水第二幹線築造工事当初設計書の金入り本工事費内訳書及び明細書	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
20	2	4	28	大牟田市(仮称)絵本ギャラリー一名称選考委員会摘録	大牟田市(仮称)絵本ギャラリー一名称選考委員会摘録	一部公開	産業経済部	観光おもてなし課	1
21	2	5	1	大牟田市松崎西登線道路改良工事 工事費内訳書	大牟田市松崎西登線道路改良工事 本工事費内訳書	一部公開	都市整備部	土木建設課	2.4
22	2	5	14	大牟田市公共下水道事業吉野処理系統実施設計業務委託、三池処理系統実施設計業務委託の内訳書、明細書、単価表、委託単価表	大牟田市公共下水道事業吉野処理系統実施設計業務委託、三池処理系統実施設計業務委託の金入り設計書の業務委託料内訳書、明細書、単価表、委託単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
23	2	5	19	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第15工区)工事の本工事内訳書、明細書、単価表の金入り及び交通誘導警備員の計算表	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第15工区)工事 本工事費内訳書、明細書、単価表の金入り、交通誘導員の計算表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、8号：社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
24	2	5	21	大牟田市公共下水道事業三池汚水第七幹線築造工事、三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事 内訳書、明細書、単価表、交通整理員計算表	大牟田市公共下水道事業三池汚水第七幹線築造工事、三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事 金入り設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
25	2	5	22	大牟田市地籍図最新版（地番・地番界・大字名・町丁名・大字界・町丁界・家屋現況図）	1. 土地・家屋に関する最新データ (1) 地番 (2) 地番界 (3) 大字名・町丁名 (4) 大字界・町丁界 (5) 家屋現況図	公開	市民部	税務課	—
26	2	5	25	(非木造) 用途別上昇率表	(非木造) 用途別上昇率表	公開	市民部	税務課	—
27	2	5	26	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事に関する金入設計書の本工事費内訳書（当初設計）	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事 金入設計書の本工事費内訳書	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
28	2	5	26	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
29	2	5	28	大牟田市松崎西登線道路改良工事、大牟田市黒岩平野山線側溝新設工事、大牟田市櫻田マガタ線道路改良工事 工事設計書・内訳書・明細書・単価表	大牟田市松崎西登線道路改良工事、大牟田市黒岩平野山線側溝新設工事、大牟田市櫻田マガタ線道路改良工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	都市整備部	土木建設課	2.4
30	2	5	28	公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事 工事設計書、内訳書、明細書、単価表	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事 工事設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
31	2	6	2	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事の金入設計書（積算情報書・諸経費設定情報・諸経費根拠書・本工事費内訳書・明細書・単価表・以下全ての表）	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事 金入設計書の積算情報書、諸経費設定情報、諸経費計算確認書、本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
32	2	6	5	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事 本工事内訳書、明細書、単価表、諸経費計算確認書、交通誘導警備員計算書の金入り（当初）	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第15工区）工事 金入設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表、諸経費計算確認書、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
33	2	6	12	大牟田市大字吉野地内外配水管布設工事（当初設計）の金入り本工事費内訳書及び明細書	大牟田市大字吉野地内外配水管布設工事に関する金入り設計書の本工事費内訳書及び明細書（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、8号：社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
	年	月	日						
34	2	6	19	工業用消石灰、ポリ硫酸第二鉄、水処理用活性炭、高分子凝集剤、脱臭用活性炭の仕様書（令和二年度分）	令和2年度工業用消石灰仕様書、購入仕様書（ポリ硫酸第二鉄）、購入仕様書（水処理用活性炭）、購入仕様書（高分子凝集剤）、脱臭用活性炭（ごみピット・集塵用）仕様書	公開	企画総務部	契約検査室	—
35	2	6	23	令和2年度「大牟田市市内一円区画線設置工事その1」の落札金額（種別毎の単価を含む）		取下げ	都市整備部	土木建設課	—
36	2	6	26	大牟田市上屋敷町1丁目8-1の土地に対する次の文書 空地及び空家等の適正な管理について（依頼及び再依頼）の文書一式（平成28年と平成29年分）	大牟田市上屋敷町1丁目8-1の土地に対する次の文書 ①空き地等の雑草の除去について（依頼）の文書一式（平成28年分） ②空き地及び空家の適正な管理について（依頼、再依頼）の文書一式（平成29年分）	一部公開	環境部	環境保全課	1
37	2	6	29	大牟田市岡上ノ原線外1線側溝改良工事の本工事費内訳書と明細書（1号～3号）	大牟田市岡上ノ原線外1線側溝改良工事 本工事費内訳書、明細書	一部公開	都市整備部	土木建設課	2.4
38	2	6	29	大牟田市岡上ノ原線外1線側溝改良工事 内訳書	大牟田市岡上ノ原線外1線側溝改良工事 本工事費内訳書	公開	都市整備部	土木建設課	—
39	2	7	3	大牟田市岡上ノ原線外1線側溝改良工事における本工事費内訳書、明細書	大牟田市岡上ノ原線外1線側溝改良工事 本工事費内訳書、明細書	一部公開	都市整備部	土木建設課	2.4
40	2	7	3	大牟田市岡上ノ原線外1線側溝改良工事 明細書	大牟田市岡上ノ原線外1線側溝改良工事 明細書	一部公開	都市整備部	土木建設課	2.4
41	2	7	6	1. 評価委員の構成 2. 評価基準 3. 評価基準の重視事項 4. 新旧交代の名簿	○大牟田市農業委員会委員候補者評価委員会要綱 ○農業委員会委員任期満了となる委員・任命しようとする候補者	公開	産業経済部	農林水産課	—
					○大牟田市農業委員会委員候補者評価要領 ○評価基準 ○評価手順	一部公開	産業経済部	農林水産課	4
42	2	7	10	大牟田市七浦町地内外配水管布設工事、大牟田市唐船地内配水管布設工事 金入り工事内訳書、明細書、交通誘導員計算書（変更設計書）	大牟田市七浦町地内外配水管布設工事、大牟田市唐船地内配水管布設工事に関する金入り設計書の本工事費内訳書、明細書及び交通誘導員計算表（変更設計）	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
43	2	7	13	建設リサイクル法第10条に基づく建築物解体工事・建築物新築工事・建築物以外の工作物届出書（2020年1月1日～6月末日受付分）	建設リサイクル法第10条に基づく建築物解体工事・建築物新築工事・建築物以外の工作物届出書（2020年1月1日～6月末日受付分）	一部公開	都市整備部	建築住宅課	1.2

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、8号：社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
	年	月	日						
44	2	7	15	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第13工区）工事に関する金入設計書の本工事費内訳書（当初設計）	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第13工区）工事に関する金入設計書の本工事費内訳書（当初設計）	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
45	2	7	15	大牟田市大字三池地内外配水管布設その2工事に関する金入設計書の本工事費内訳書（当初設計）	大牟田市大字三池地内外配水管布設その2工事に関する金入り設計書の本工事費内訳書（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
46	2	7	15	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第13工区）工事、中部合流管渠長寿命化改築（その1）工事 内訳書、明細書、単価表、交通整理員計算表	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第13工区）工事、中部合流管渠長寿命化改築（その1）工事 金入り設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
47	2	7	15	大牟田市大字三池地内外配水管布設その2工事、大牟田市延命系配水本管布設（3工区）工事 内訳書、明細書、単価表、交通整理員計算表	大牟田市大字三池地内外配水管布設その2工事、大牟田市延命系配水本管布設（3工区）工事に関する金入り設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表及び交通誘導員計算表（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
48	2	7	20	大牟田市延命系配水本管布設（3工区）工事 金入り本工事内訳書、明細書、交通誘導員計算書	大牟田市延命系配水本管布設（3工区）工事に関する金入り設計書の本工事費内訳書、明細書及び交通誘導員計算表（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
49	2	7	20	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築（その2）工事 内訳書、明細書、単価表、交通整理員計算表	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築（その2）工事 金入り設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
50	2	7	20	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築（その1、その2）工事に関する金入設計書の本工事費内訳書（当初設計）	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築（その1、その2）工事に関する金入設計書の本工事費内訳書（当初設計）	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
51	2	7	20	大牟田市大字三池地内外配水管布設その2工事 本工事内訳書、明細書、単価表、諸経費計算確認書、交通誘導警備員計算書の金入り（当初）	大牟田市大字三池地内外配水管布設その2工事に関する金入り設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表、諸経費計算確認書及び交通誘導員計算表（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
52	2	7	20	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第13工区）工事、中部合流管渠長寿命化改築（その1、その2）工事 本工事内訳書、明細書、単価表、諸経費計算確認書、交通誘導警備員計算書の金入り（当初）	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第13工区）工事、中部合流管渠長寿命化改築（その1、その2）工事 金入り設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表、諸経費計算確認書、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
53	2	7	28	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築（その1、その2）工事 本工事内訳書、明細書、単価表の金入り及び交通誘導警備員の計算表	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築（その1、その2）工事 金入り設計書の本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、8号：社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
54	2	8	18	大牟田市延命系配水本管布設(3工区)工事 積算情報書、諸経費計算確認書、本工事内訳書、内訳明細書、単価表、交通誘導員計算書	大牟田市延命系配水本管布設(3工区)工事 積算情報書、諸経費計算確認書、本工事内訳書、明細書、単価表及び交通誘導員計算表(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
55	2	8	18	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築(その1、その2)工事 積算情報書、総括表、諸経費計算確認書、本工事内訳書、内訳明細書、単価表、交通誘導員計算書	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築(その1、その2)工事 積算情報書、総括表、諸経費計算確認書、本工事内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
56	2	8	25	大牟田市大字宮部地内配水管布設その1工事 積算情報書、諸経費計算確認書、本工事内訳書、内訳明細書、単価表、交通誘導員計算書	大牟田市大字宮部地内配水管布設その1工事 積算情報書、諸経費計算確認書、本工事内訳書、明細書、単価表及び交通誘導員計算表(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
57	2	8	25	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第14工区)工事 積算情報書、総括表、諸経費計算確認書、本工事内訳書、内訳明細書、単価表、交通誘導員集計表	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第14工区)工事 積算情報書、総括表、諸経費計算確認書、本工事内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
58	2	8	26	大牟田市延命配水池送水管布設(2工区、3工区、4工区)工事、大牟田市大字岩本地内配水管布設工事、大牟田市延命系配水本管布設(3工区)工事本工事費内訳書	大牟田市延命配水池送水管布設(2工区、3工区、4工区)工事、大牟田市大字岩本地内配水管布設工事、大牟田市延命系配水本管布設(3工区)工事本工事費内訳書(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
59	2	8	27	大牟田市大字宮部地内配水管布設その1工事 内訳書、明細書、単価表、交通誘導員計算表	大牟田市大字宮部地内配水管布設その1工事 本工事費内訳書、明細書、単価表及び交通誘導員計算表(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
60	2	8	27	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第14工区)工事 内訳書、明細書、単価表、交通誘導員計算表	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第14工区)工事 本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
61	2	8	27	大牟田市公共下水道事業藤田処理系統実施設計業務委託、駛馬処理系統実施設計業務委託、吉野処理系統実施設計(その1、その2)業務委託総括表、業務委託料内訳書、明細書、単価表	大牟田市公共下水道事業藤田処理系統実施設計業務委託、駛馬処理系統実施設計業務委託、吉野処理系統実施設計(その1、その2)業務委託総括表、業務委託料内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
62	2	8	27	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第14工区)工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書(当初設計)	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第14工区)工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書(当初設計)	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
63	2	8	27	大牟田市大字宮部地内配水管布設その1工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書(当初設計)	大牟田市大字宮部地内配水管布設その1工事 本工事費内訳書及び諸経費計算確認書(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号: 個人情報、2号: 法人等情報、3号: 審議等情報、4号: 行政運営情報、5号: 任意提供情報、6号: 社会的障害情報、7号: 法令秘情報、8号: 社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
64	2	9	1	大牟田市土地賃貸借契約書 (福岡県大牟田市〇〇町〇丁目〇番地) 契約期間 平成7年4月1日～平成10年3月31日、平成10年4月1日～平成13年3月31日、平成13年4月1日～平成19年3月31日	土地賃貸借契約書 (貸付期間) 平成7年4月1日～平成10年3月31日、平成10年4月1日～平成13年3月31日、平成13年4月1日～平成19年3月31日	一部公開	企画総務部	公共施設マネジメント推進課	1.2
65	2	9	1	平成30年1月22日付「水路整備に関する要望書」	平成30年1月22日付「水路整備に関する要望書」	一部公開	産業経済部	農林水産課	1
66	2	9	2	〇〇からの集中豪雨対策への要望について	集中豪雨対策の要望について	一部公開	都市整備部	国県道路対策室	2
67	2	9	3	大牟田市公共下水道事業吉野処理系統実施設計(その1、その2)業務委託、勝立処理系統実施設計業務委託 内訳書、明細書、単価表、委託単価表	大牟田市公共下水道事業吉野処理系統実施設計(その1、その2)業務委託、勝立処理系統実施設計業務委託 業務委託料内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
68	2	9	8	建設リサイクル法第10条に基づく建築物解体工事・建築物新築工事・建築物以外の工作物届出書(2020年7月1日～8月末日受付分)	建設リサイクル法第10条に基づく建築物解体工事・建築物新築工事・建築物以外の工作物届出書(2020年7月1日～8月末日受付分)	一部公開	都市整備部	建築住宅課	1.2
69	2	9	8	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造(第1工区、第3工区)工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書(当初設計)	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造(第1工区、第3工区)工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書(当初設計)	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
70	2	9	11	大牟田市公共下水道事業勝立処理系統実施設計業務委託総括表、業務委託料内訳書、明細書、単価表	大牟田市公共下水道事業勝立処理系統実施設計業務委託総括表、業務委託料内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
71	2	9	15	令和元年度資源物集計表	令和元年度分(H31.4～R2.3)「ごみ・し尿搬入量(統計)について」のうち、令和元年度資源物集計表	公開	環境部	環境業務課	—
72	2	9	15	「集中豪雨対策の要望について」に対する市の回答書	集中豪雨対策の要望について(回答)	公開	都市整備部	国県道路対策室	—
73	2	9	17	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造(第1工区)工事、吉野汚水枝線管渠築造(第3工区)工事 内訳書、明細書、単価表、交通誘導員計算表	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造(第1工区)工事、吉野汚水枝線管渠築造(第3工区)工事 本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
74	2	9	17	大牟田市大字宮部地内配水管布設その1工事 本工事費内訳書(当初設計)	大牟田市大字宮部地内配水管布設その1工事 本工事費内訳書(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号: 個人情報、2号: 法人等情報、3号: 審議等情報、4号: 行政運営情報、5号: 任意提供情報、6号: 社会的障害情報、7号: 法令秘情報、8号: 社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
75	2	9	17	三池汚水枝線管渠築造（第14工区）工事、吉野汚水枝線管渠築造（第1工区、第3工区）工事 本工事費内訳書（当初設計）	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第14工区）工事、吉野汚水枝線管渠築造（第1工区、第3工区）工事 本工事費内訳書（当初設計）	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
76	2	9	18	市と〇〇の土地賃貸借契約のうち平成13年4月1日～平成19年3月31日と平成19年4月1日～平成25年3月31日の契約の名称変更に関する添付文書	土地賃貸借契約書に関する名称変更に伴う添付文書（貸付期間）①平成13年4月1日～平成19年3月31日、②平成19年4月1日～平成25年3月31日	非公開（不存在）	企画総務部	公共施設マネジメント推進課	—
77	2	9	25	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第7工区）工事 内訳書、明細書	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第7工区）工事 本工事費内訳書、明細書（当初設計）	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
78	2	9	28	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第7工区）工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書（当初設計）	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第7工区）工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書（当初設計）	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
79	2	9	29	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築（その1、その2）工事 諸経費計算確認書（当初設計）	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築（その1、その2）工事 諸経費計算確認書（当初設計）	公開	企業局	下水道建設課	—
80	2	9	30	吉野汚水枝線管渠築造（第7工区）工事 本工事費内訳書、明細書、単価表（当初設計）	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第7工区）工事 本工事費内訳書、明細書、単価表（当初設計）	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
81	2	10	5	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第7工区）工事、勝立汚水幹線築造（第3工区）工事 内訳書、明細書、単価表、交通誘導員計算表	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第7工区）工事、勝立汚水幹線築造（第3工区）工事 本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
82	2	10	5	大牟田市大字三池地内外配水管布設その2工事 工事費内訳書、明細書（当初設計）	大牟田市大字三池地内外配水管布設その2工事 本工事費内訳書、明細書（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
83	2	10	5	勝立汚水幹線築造（第3工区）工事、白川雨水幹線築造工事、三池汚水枝線管渠築造（第5工区）工事 本工事費内訳書、明細書、単価表（当初設計）	大牟田市公共下水道事業勝立汚水幹線築造（第3工区）工事、白川雨水幹線築造工事、三池汚水枝線管渠築造（第5工区）工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
84	2	10	6	大牟田市公共下水道事業勝立汚水幹線築造（第3工区）工事、白川雨水幹線築造工事、三池汚水枝線管渠築造（第5工区）工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書（当初設計）	大牟田市公共下水道事業勝立汚水幹線築造（第3工区）工事、白川雨水幹線築造工事、三池汚水枝線管渠築造（第5工区）工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、8号：社会的差別情報

番号	請求年月日	請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
85	2 10 6	大牟田市延命配水池送水管布設(2工区、3工区、4工区)工事、大牟田市大字岩本地内配水管布設工事、大牟田市延命系配水本管布設(3工区)工事、大牟田市昭和町地内外配水管布設その1工事 本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員計算書、諸経費計算確認書	大牟田市延命配水池送水管布設(2工区、3工区、4工区)工事、大牟田市大字岩本地内配水管布設工事、大牟田市延命系配水本管布設(3工区)工事、大牟田市昭和町地内外配水管布設その1工事 本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員計算書、諸経費計算確認書(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
86	2 10 6	大牟田市吉野小学校公共下水道切替工事、大牟田市羽山台小学校校舎外部大規模改造に伴う管設備工事、大牟田市ともだちや絵本美術館新築に伴う管設備工事 本工事費内訳書、明細書、諸経費計算確認書	大牟田市吉野小学校公共下水道切替工事、大牟田市羽山台小学校校舎外部大規模改造に伴う管設備工事、大牟田市ともだちや絵本美術館新築に伴う管設備工事 本工事費内訳書	一部公開	都市整備部	建築住宅課	2.4
87	2 10 7	ばい煙発生施設届出書で届出されている項目のうち、事業場名、所在地(住所)、届出年月日、燃焼能力、特定施設の種類の種類、燃料の種類についてリストアップされた台帳	ばい煙発生施設等設置事業場届出一覧表 事業場名、所在地(住所)、届出年月日、燃焼能力、特定施設の種類の種類、燃料の種類	公開	環境部	環境保全課	—
88	2 10 8	大牟田市昭和町地内外配水管布設その1工事、大牟田市千代町地内外配水管布設工事 積算情報書、諸経費計算確認書、本工事内訳書、内訳明細書、単価表、交通誘導員集計表	大牟田市昭和町地内外配水管布設その1工事、大牟田市千代町地内外配水管布設工事 積算情報書、諸経費計算確認書、本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員計算書(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
89	2 10 8	大牟田市公共下水道事業吉野污水枝線管渠築造(第1工区、第3工区、第7工区)工事、三池污水枝線管渠築造(第5工区)工事、勝立污水幹線築造(第3工区)工事 積算情報書、総括表、諸経費計算確認書、本工事内訳書、内訳明細書、単価表、交通誘導員集計表	大牟田市公共下水道事業吉野污水枝線管渠築造(第1工区、第3工区、第7工区)工事、三池污水枝線管渠築造(第5工区)工事、勝立污水幹線築造(第3工区)工事 積算情報書、総括表、諸経費設定情報、諸経費計算確認書、本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
90	2 10 9	保健所政令市の指定の解除に関する国との協議、連絡又は調整に係る公文書(国と直接やりとりしたもの)	保健所政令市の指定解除に関する国との協議、連絡又は調整に係る公文書(政令指定保健所廃止に関する協議について(摘録)他14点)	一部公開	保健福祉部	保健福祉総務課	1
91	2 10 12	大牟田市市民活動保険についての下記文書 ・令和2年度契約時の仕様書 ・令和2年度契約時の入札及び見積り合わせ等の結果 ・令和2年度契約の保険証券及び特約・明細書等(保険約款不要)	①令和2年度大牟田市市民活動補償制度仕様書 ②令和2年度大牟田市市民活動補償制度見積り合わせ結果 ③賠償責任保険証券、賠償責任保険明細書、市民活動補償制度付属明細書	一部公開	市民協働部	生涯学習課	2

<該当号> 条例第7条第1項

1号: 個人情報、2号: 法人等情報、3号: 審議等情報、4号: 行政運営情報、5号: 任意提供情報、6号: 社会的障害情報、7号: 法令秘情報、8号: 社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
92	2	10	15	大牟田市大字宮部地内配水管 布設その2工事、大牟田市大字 今山地内配水管布設工事 積 算情報書、諸経費計算確認 書、本工事内訳書、内訳明細 書、単価表、交通誘導員集計 表	大牟田市大字宮部地内配水管 布設その2工事、大牟田市大字 今山地内配水管布設工事 積 算情報書、諸経費計算確認 書、本工事費内訳書、明細 書、単価表、交通誘導員計算 書（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設 課	2.4
93	2	10	15	大牟田市公共下水道事業三池 汚水枝線管渠築造（第1工区、 第6工区）工事 積算情報書、 総括表、諸経費根拠書、本工 事内訳書、内訳明細書、単価 表、交通誘導員集計表	大牟田市公共下水道事業三池 汚水枝線管渠築造（第1工区、 第6工区）工事 積算情報書、 総括表、諸経費計算確認書、 本工事費内訳書、明細書、単 価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設 課	2.4
94	2	10	15	大牟田市大字今山地内配水管 布設工事、大牟田市大字宮部 地内配水管布設その2工事 本 工事費内訳書、諸経費計算確 認書（当初設計）	大牟田市大字今山地内配水管 布設工事、大牟田市大字宮部 地内配水管布設その2工事 本 工事費内訳書、諸経費計算確 認書（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設 課	2.4
95	2	10	15	大牟田市公共下水道事業三池 汚水枝線管渠築造（第1工区、 第6工区）工事 本工事費内訳 書、諸経費計算確認書（当初 設計）	大牟田市公共下水道事業三池 汚水枝線管渠築造（第1工区、 第6工区）工事 諸経費計算確 認書、本工事費内訳書	一部公開	企業局	下水道建設 課	2.4
96	2	10	15	大牟田市大字今山地内配水管 布設工事、大牟田市大字宮部 地内配水管布設その2工事 工 事設計書、内訳書、明細書、 単価表	大牟田市大字今山地内配水管 布設工事、大牟田市大字宮部 地内配水管布設その2工事 本 工事費内訳書、明細書、単価 表（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設 課	2.4
97	2	10	15	公共下水道事業三池汚水枝線 管渠築造（第1工区、第6工 区）工事 工事設計書、内訳 書、明細書、単価表	大牟田市公共下水道事業三池 汚水枝線管渠築造（第1工区、 第6工区）工事 本工事費内訳 書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設 課	2.4
98	2	10	19	建設リサイクル法第10条に基 づく建築物解体工事・建築物 新築工事・建築物以外の工作 物届出書（2020年9月1日～9月 末日受付分）	建設リサイクル法第10条に基 づく建築物解体工事・建築物 新築工事・建築物以外の工作 物届出書（2020年9月1日～9月 末日受付分）	一部公開	都市整備部	建築住宅課	1.2
99	2	10	21	大牟田市大字今山地内配水管 布設工事、大牟田市大字宮部 地内配水管布設その2工事 内 訳書、明細書、単価表、交通 誘導員計算表	大牟田市大字今山地内配水管 布設工事、大牟田市大字宮部 地内配水管布設その2工事 本 工事費内訳書、明細書、単価 表、交通誘導員計算書（当初 設計）	一部公開	企業局	上水道建設 課	2.4
100	2	10	21	大牟田市公共下水道事業三池 汚水枝線管渠築造（第1工区、 第5工区、第6工区）工事、白 川雨水幹線築造工事 内訳 書、明細書、単価表、交通誘 導員計算表	大牟田市公共下水道事業三池 汚水枝線管渠築造（第1工区、 第5工区、第6工区）工事、白 川雨水幹線築造工事 本工事 費内訳書、明細書、単価表、 交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設 課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、
8号：社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
101	2	10	21	大牟田市民体育館の設計図面仕上げ表、平面図、立面図、矩計図、屋外階段詳細図、便所詳細図、機械室(図面)、空調機スペース図面、部分詳細図、展開図(便所・更衣室・喫茶室)、天井伏図、伏図	大牟田市民体育館の設計図面外部・内部仕上表、1階平面図、2階平面図、3、R階平面図、R'階平面図、西南面立面図、東北面立面図、矩計図No.1、矩計図No.2、屋外階段平面詳細図、屋外階段詳細図、C階段詳細図、1階便所詳細図シャワー室詳細図、便所平面図詳細図、機械棟No.1、空調機スペース平面、断面図、部分詳細図No.2、部分詳細図No.3、部分詳細図No.4、喫茶室当直室便所展開図、更衣室便所展開図、1階天井伏図、2階天井伏図、3、R階天井伏図、断面詳細	一部公開	市民協働部	スポーツ推進室	1
102	2	10	30	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造(第5工区)工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造(第5工区)工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
103	2	11	5	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造(第2工区)工事 内訳書、明細書、単価表	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造(第2工区)工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
104	2	11	11	建設リサイクル法第10条に基づく建築物解体工事・建築物新築工事・建築物以外の工作物届出書(2020年10月1日~10月末日受付分)	建設リサイクル法第10条に基づく建築物解体工事・建築物新築工事・建築物以外の工作物届出書(2020年10月1日~10月末日受付分)	一部公開	都市整備部	建築住宅課	1.2
105	2	11	12	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第4工区)工事 本工事内訳書、明細書、単価表、交通誘導警備員計算表	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第4工区)工事 本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
106	2	11	12	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第4工区)工事 工事設計書、内訳書、明細書、単価表	大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造(第4工区)工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
107	2	11	16	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築(その3)工事、吉野汚水枝線管渠築造(第2工区)工事、三池汚水枝線管渠築造(第4工区)工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築(その3)工事、吉野汚水枝線管渠築造(第2工区)工事、三池汚水枝線管渠築造(第4工区)工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
108	2	11	17	大牟田市大字吉野地内配水管布設工事、大牟田市昭和町地内配水管布設工事 積算情報書、諸経費計算確認書、本工事内訳書、内訳明細書、単価表、交通誘導員の算出方法	大牟田市大字吉野地内配水管布設工事、大牟田市昭和町地内配水管布設工事 積算情報書、諸経費計算確認書、本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員計算書(当初設計)	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号: 個人情報、2号: 法人等情報、3号: 審議等情報、4号: 行政運営情報、5号: 任意提供情報、6号: 社会的障害情報、7号: 法令秘情報、8号: 社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
109	2	11	17	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第5工区）工事、中部合流管渠長寿命化改築（その3）工事 積算情報書、総括表、諸経費計算確認書、本工事内訳書、内訳明細書、単価表、交通誘導員の算出方法	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第5工区）工事、中部合流管渠長寿命化改築（その3）工事 積算情報書、総括表、諸経費計算確認書、本工事費内訳書、明細書、単価表、交通誘導員集計表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
110	2	11	20	令和2年10月5日公告の指名型プロポーザル方式「大牟田市令和2年7月豪雨に伴う被災家屋等解体及び撤去に伴う災害廃棄物処理業務委託」に関する入札調書（企画提案評価値を含む）、落札業者以外の指名業者の企画提案の評価内容、見積書記載内訳に対する契約単価（落札業者）、様式5～様式7に記載された事項（落札業者）	大牟田市令和2年7月豪雨に係る被災家屋等解体及び撤去に伴う災害廃棄物処理業務委託のプロポーザル審査結果、企画提案書等届出書、仮置場の管理計画、廃棄物等の運搬・処分方法、企画提案書	一部公開	環境部	環境業務課	1.2
111	2	11	24	2019年中の登記異動修正済の地番図・家屋図shapeデータ（地番、字界、字名）	1. 土地に関するshapeデータ（令和2年1月1日現在）（1）地番（2）地番界（3）大字名・町丁名（4）大字界・町丁界 2. 家屋に関するshapeデータ（令和2年1月1日現在）（1）家屋現況図	公開	市民部	税務課	—
112	2	11	26	大牟田市諏訪公園施設整備工事 本工事費内訳書、明細書、交通誘導員計算書、テーブルセット処分内訳	大牟田市諏訪公園施設整備工事 本工事費内訳書、明細書、交通整理員計算表	一部公開	都市整備部	都市計画・公園課	2.4
113	2	12	2	大牟田市明治町3丁目5号線明治町3丁目橋外1橋補修工事、大牟田市元屋敷五ノ江線元屋敷1号橋補修工事 工事設計書、内訳書、明細書、単価表	大牟田市明治町3丁目5号線明治町3丁目橋外1橋補修工事、大牟田市元屋敷五ノ江線元屋敷1号橋補修工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	都市整備部	土木建設課	2.4
114	2	12	7	大牟田市高泉市営住宅（3期）新築に伴う解体（A工区、B工区）工事 本工事費内訳書（当初設計）	大牟田市高泉市営住宅（3期）新築に伴う解体（A工区、B工区）工事 当初設計書	一部公開	都市整備部	建築住宅課	2.4
115	2	12	7	大牟田市諏訪公園施設整備工事 本工事費内訳書、明細書、単価表、施工単価表（当初設計）	大牟田市諏訪公園施設整備工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	都市整備部	都市計画・公園課	2.4
116	2	12	7	中部合流管渠長寿命化改築（その3）工事 本工事費内訳書、明細書（当初設計）	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠長寿命化改築（その3）工事当初設計 本工事費内訳書、明細書	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、8号：社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
117	2	12	28	建設リサイクル法第10条に基づく建築物解体工事・建築物新築工事・建築物以外の工作物届出書（2020年11月1日～11月末日受付分）	建設リサイクル法第10条に基づく建築物解体工事・建築物新築工事・建築物以外の工作物届出書（2020年11月1日～11月末日受付分）	一部公開	都市整備部	建築住宅課	1.2
118	3	1	4	大牟田市樋口町船津町1丁目線道路排水施設工事 本工事費内訳書、明細書（当初設計）	大牟田市樋口町船津町1丁目線道路排水施設工事 本工事費内訳書、明細書（当初設計）	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
119	3	1	4	大牟田市宮浦公園墓地災害復旧工事 本工事費内訳書、明細書、単価表、施工単価表	大牟田市宮浦公園墓地災害復旧工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	都市整備部	都市計画・公園課	4
120	3	1	14	2018年度～2020年度（上半期）の資源（紙類）売払い計算書	資源（紙類）売払い計算書 平成30年度（4月～3月分）、2019年度（4月～3月分）、令和2年度（4月～9月分）	公開	環境部	環境業務課	—
121	3	1	18	建設リサイクル法第10条に基づく建築物解体工事・建築物新築工事・建築物以外の工作物届出書（2020年12月1日～12月末日受付分）	建設リサイクル法第10条に基づく建築物解体工事・建築物新築工事・建築物以外の工作物届出書（2020年12月1日～12月末日受付分）	一部公開	都市整備部	建築住宅課	1.2
122	3	1	26	中友小学校体育施設団体登録申込書、中友小学校体育施設使用許可申請書兼使用許可書（平成28年度～平成30年度）（〇〇分）	中友小学校体育施設使用団体登録申込書、中友小学校体育施設使用許可申請書兼使用許可書（平成28、29、30年度）（〇〇分）	一部公開	教育委員会事務局	学校教育課	1
123	3	1	28	大牟田市昭和町地内配水管布設工事、大牟田市大字吉野地内配水管布設工事 工事設計書、内訳書、明細書、単価表	大牟田市昭和町地内配水管布設工事、大牟田市大字吉野地内配水管布設工事 本工事費内訳書、明細書、単価表（当初設計）	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
124	3	1	29	大牟田市宮浦公園墓地災害復旧工事 工事設計書、内訳書、明細書、単価表	大牟田市宮浦公園墓地災害復旧工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	都市整備部	都市計画・公園課	4
125	3	1	29	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第8工区）工事 工事設計書、内訳書、明細書、単価表	大牟田市公共下水道事業吉野汚水枝線管渠築造（第8工区）工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4
126	3	2	2	資源（空缶・ペットボトル等）回収業務委託（平成30～32年度、平成31～令和2年度）、資源（空ビン、古布・古着類）回収及び容器配置業務委託（平成30～32年度、平成31～令和2年度）、資源（紙類）回収業務委託（平成30～32年度） 各見積り結果一覧表	資源（空缶・ペットボトル等）回収業務委託見積結果一覧表（平成30～32年度、平成31～令和2年度）、資源（空ビン、古布・古着類）回収及び容器配置業務委託見積結果一覧表（平成30～32年度、平成31～令和2年度）、資源（紙類）回収業務委託見積結果一覧表（平成30～32年度）	一部公開	環境部	環境業務課	4

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、8号：社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
127	3	2	9	平成29年から令和元年までの公園維持管理業務委託と公園整備工事の契約書、変更契約書	延命公園外60公園維持管理業務委託（平成29年度～平成30年度）、手鎌北町公園外86公園維持管理業務委託（平成29年度）、黒崎公園外49公園維持管理業務委託（平成29年度～平成30年度）、三池公園外49公園維持管理業務委託（平成29年度～平成30年度）、諏訪公園遊具整備工事（平成29年度～平成30年度）、手鎌北町公園外87公園維持管理業務委託（平成30年度）、三池公園外49公園維持管理業務委託（その2）（平成30年度）、延命公園外79公園維持管理業務委託（平成31年度）、手鎌北町公園外83公園維持管理業務委託（平成31年度）、三池公園外84公園維持管理業務委託（平成31年度） 上記の契約書及び変更契約書	一部公開	都市整備部	都市計画・公園課	2
128	3	2	19	中友小学校体育施設使用団体登録届出書、中友小学校体育施設使用許可申請書兼使用許可書（令和2年度）（〇〇分）	中友小学校体育施設使用団体登録申込書、中友小学校体育施設使用許可申請書兼使用許可書（令和2年度）（〇〇分）	一部公開	教育委員会事務局	学校教育課	1
129	3	2	22	大牟田市西谷川河川災害復旧工事（その2） 工事費内訳書、明細書	大牟田市西谷川河川災害復旧工事（その2） 本工事費内訳書、明細書	一部公開	都市整備部	災害復旧対策室	2.4
130	3	2	25	・H29年度大牟田市鳥塚公園腐食木伐採業務委託に関する書類一式 ・H29年度～31年度の公園維持管理業務委託の出来高調書（存在するもののみ） ・H29年度～令和2年度までの見積合せ結果	・平成29年度大牟田市鳥塚公園腐食木伐採業務委託の書類一式 ・平成29年度～平成31年度の公園維持管理業務委託（平成29年度延命公園外60公園維持管理業務委託 他9件）の出来高調書 ・平成29年度～令和2年度の公園維持管理業務委託（平成29年度延命公園外60公園維持管理業務委託 他14件）の見積結果表	一部公開	都市整備部	都市計画・公園課	2.4
131	3	3	1	大牟田市法定外公共物譲与に伴う調査業務委託報告書（手鎌693-2）	大牟田市法定外公共物譲与に伴う調査業務委託報告書における手鎌693-2の部分	一部公開	企画総務部	公共施設マネジメント推進課	1
132	3	3	25	大牟田市大字白川（万宮）地区水路災害復旧工事 内訳書、明細書、単価表	大牟田市大字白川（万宮）地区水路災害復旧工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	都市整備部	土木管理課	2.4
133	3	3	25	大牟田市勝立配水池管理用道路法面復旧工事 内訳書、明細書、単価表	大牟田市勝立配水池管理用道路法面復旧工事 本工事費内訳書、明細書、単価表	一部公開	企業局	上水道建設課	2.4
134	3	3	29	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠改築（その2）工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書（当初設計）	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠改築（その2）工事 本工事費内訳書、諸経費計算確認書（当初設計）	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、8号：社会的差別情報

番号	請求年月日			請求の内容	公文書の件名又は内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
135	3	3	30	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠改築（その2）工事、吉野污水枝線管渠築造（第2工区、第5工区、第8工区）工事 本工事費内訳書、明細書、単価表、諸経費計算確認書	大牟田市公共下水道事業中部合流管渠改築（その2）工事、吉野污水枝線管渠築造（第2工区、第5工区、第8工区）工事 本工事費内訳書、明細書、単価表、諸経費計算確認書	一部公開	企業局	下水道建設課	2.4

<該当号> 条例第7条第1項

1号：個人情報、2号：法人等情報、3号：審議等情報、4号：行政運営情報、5号：任意提供情報、6号：社会的障害情報、7号：法令秘情報、8号：社会的差別情報

第2節 情報提供等

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 情報公開センター

情報公開センターには、市が作成した刊行物やパンフレット等の資料を備えており、自由に利用できます。

令和2年度の情報公開センターの利用状況は、表8～表10のとおりです。

(1) 情報公開センター利用の内訳

表8 (単位：件)

区 分	受付の状況			
	合 計	内 訳		
		来 訪	文 書	電 話
R2.4.1～ R3.3.31	286	261	0	25

(2) 複写サービス利用状況

表9

区 分	R2.4.1～R3.3.31
コピー件数(件)	56
コピー枚数(枚)	247

(3) 主な行政資料の提供状況

表10

(単位：件)

資 料 区 分	所 管 部	提供件数
予算説明書	企画総務部	62
市議会各委員会資料	市議会事務局	25
入札結果表等契約関係	企画総務部	24
ごみ・リサイクルカレンダー	環 境 部	18
路線価図	市 民 部	16
市議会定例会議案	市議会事務局	12
大牟田市行政機構図	企画総務部	10
ハザードマップ	都市整備部	10
条例・規則	—	7
その他 大牟田市住民基本台帳人口、発注予定工事・発注予定業務委託資料、広報おおむた、大牟田市議会定例会議録他		102
合 計		286

2 その他

情報公開センターでの情報提供の他、大牟田市公式ホームページ・広報おおむたへの掲載、報道機関への発表などにより、情報の公表及び提供に努めています。

大牟田市情報公開条例

平成15年3月31日
条例第37号改正 平成18年6月30日条例第14号
平成21年12月28日条例第18号
平成28年3月31日条例第39号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を一層促進し、市民の理解と信頼を深め、もって公正かつ透明で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び大牟田市土地開発公社をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人及び大牟田市土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、この条例の趣旨にのっとり、公文書を作成するものとする。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求する権利を行使しようとするものは、これを濫用してはならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開の請求の方法)

第6条 公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 公開の請求に係る公文書の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、前項の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

エ 食糧費及び交際費の執行に係る個人の氏名及び職名の部分で、公にすることが公益上必要なものとして、市長があらかじめ公示した基準に該当するもの

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下この項において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると客観的かつ合理的に認められるもの

(4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付けることが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(6) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

(7) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により公にすることができないと認められる情報

(8) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報

2 前項第1号イ又はエの規定の適用については、当該個人の権利利益を不当に害しないようにしなければならない。

(公文書の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1項第7号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると客観的かつ合理的に認められるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定及び通知)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに公文書を公開することができる場合には、口頭で通知することができる。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該請求があった日の翌日から起算して30日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期限内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期限内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期限内に、請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

（理由付記等）

第15条 実施機関は、第11条各項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、当該公文書を公開しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第16条 実施機関は、公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社及び請求者以外のもの（以下この条、第20条第2項及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開決定等に当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1項第1号イ、同項第2号ただし書又は同項第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第17条 公文書の公開は、閲覧又は視聴、写しの交付その他の規則で定める方法により、速やかに行う。

2 実施機関は、前項の閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

3 公開決定に基づき公文書の公開を受けたものは、最初に公開を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、規則で定めるところにより更に当該公文書の公開を受ける旨を申し出ることができる。

（費用負担）

第18条 公開決定に基づく公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求）

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大牟田市情報公開審査会に諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下するとき。

（2） 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する場合を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情申出）

第22条 実施機関は、請求者又は情報公開制度の運営に不服のあるものから苦情の申出があった場合には、迅速かつ公正に処理しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関において必要があると認めるものについては、大牟田市情報公開審査会の意見を聴くものとする。

（他の法令等との調整等）

第23条 この章の規定は、他の法令等の規定により、何人にも公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他写しの交付を受けることができる場合においては、適用しない。

2 この章の規定は、図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

第3章 大牟田市情報公開審査会

（大牟田市情報公開審査会）

第24条 次の各号に掲げる事務を行うため、大牟田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第20条第1項の規定による諮問に応じて答申すること。
- (2) 第22条第2項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。
- (3) 情報公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、地方自治及び情報公開制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、前条第1項第2号及び第3号に規定する事務を行うため必要があるときは、実施機関又は苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第26条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第27条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第28条 審査会は、第25条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第29条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、非公開とする。

(答申書の送付等)

第30条 審査会は、第20条第1項の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第32条 市は、その保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、第2章に定めるところにより公文書を公開するほか、情報提供施策及び情報公表制度の拡充を図ることによって、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第33条 実施機関は、市民が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するとともに、市民による情報の有効利用に供するため、情報の収集、管理及び提供機能の強化に努めるものとする。

(情報公表制度の拡充)

第34条 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、情報の公表に適する情報を把握し、積極的に公表するよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第35条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が保有する情報であって、当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関するもののうち実施機関が保有していないものについて公開の請求があったときは、速やかに、当該指定管理者に対し、当該情報の提出を求めるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により情報の提出を求められたときは、速やかに、これに応じなければならない。

(出資法人等の情報公開)

第36条 市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人（市が設立した地方独立行政法人及び大牟田市土地開発公社を除く。）であって、規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。

3 実施機関は、市が年額100万円以上の補助金、交付金又は負担金（以下「補助金等」という。）を交付している法人その他の団体（市が設立した地方独立行政法人及び大牟田市土地開発公社を除く。以下「補助金等交付団体」という。）の当該補助金等の執行状況に関する情報のうち実施機関が管理していないものについて公開請求があった場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第221条の規定の趣旨にのっとり、当該補助金等交付団体に対し、当該情報の提出を求めるものとする。

4 補助金等交付団体は、前項の規定により情報の提出を求められたときは、速やかに、これに応じるよう努めなければならない。

第5章 雑則

(公文書の管理等)

第37条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(市長の助言等)

第38条 市長は、他の実施機関に対し、この条例による情報公開制度の運用に関し報告を求め、又は助言をすることができる。

(運用状況の公表)

第39条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第41条 第24条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 実施機関のうち大牟田市土地開発公社については、この条例中公文書の公開に関する規定は、施行日以後に大牟田市土地開発公社の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 この条例の施行の際現に改正前の大牟田市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりなされている公開の請求は、改正後の大牟田市情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定による公開請求とみなす。

4 施行日前に旧条例第7条の規定によりなされた公文書の全部又は一部を公開する決定及び公文書の全部を公開しない決定、当該決定に要する期限の延長の通知並びに当該決定の内容の通知は、新条例第11条又は第12条第2項の規定によりなされた決定及び通知とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第11条、第12条第2項及び第13条第2項第3号の規定により同条第1項の規定に基づき設置された大牟田市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）に対しなされている諮問その他の行為は、新条例第19条、第22条第2項及び第24条第1項第3号の規定により審査会に対しなされたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定によりなされている苦情の申出は、新条例第22条第1項の規定によりなされたものとみなす。

7 旧審査会は、新条例第24条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

8 この条例の施行の際現に旧審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第24条第3項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。

9 施行日前に旧条例第13条第2項及び第3項の規定により旧審査会が行った行為は、新条例第24条第1項及び第25条第3項から第5項までの規定による審査会の行為とみなす。

10 施行日前に実施機関の職員（大牟田市土地開発公社の役員及び職員を除く。次項において同じ。）が作成し、又は取得した公文書（旧条例の規定の適用を受ける公文書（以下「旧公文書」という。）を除く。）については、新条例第2章（第19条から第22条までの規定を除く。）の規定は、適用しない。

11 施行日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（旧公文書に限る。）については、新条例第7条から第9条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

12 第10項の規定にかかわらず、平成7年4月1日前に決裁又は収受の手続が終了した公文書（大牟田市土地開発公社の役員及び職員が作成し、又は取得したものを除く。）のうち、公開のための整理が終わったものとして市長が指定したものについては、その指定した日から新条例第2章の規定を適用する。この場合において、新条例第7条から第9条までの規定は適用せず、なお従前の例によるものとする。

13 新条例第35条第3項及び第4項の規定は、平成15年度以後の補助金等の交付を受けた団体について適用する。

(地方独立行政法人の成立に係る経過措置)

14 地方独立行政法人（市が設立したものに限る。この項及び次項において同じ。）の成立の際現にこの条例の規定により実施機関に対し行われている公開請求その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が実施機関から承継した公文書（次項において「承継公文書」という。）に係るものについては、当該地方独立行政法人の成立の日以後は、当該地方独立行政法人に対しなされたものとみなす。

15 地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関が行った公開決定等その他の行為のうち、承継公文書に係るものについては、当該地方独立行政法人の成立の日以後は、当該地方独立行政法人が行ったものとみなす。

付 則（平成 18 年 6 月 30 日条例第 14 号）

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 12 月 28 日条例第 18 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 39 号）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の大牟田市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる公開決定等（同条例第 12 条第 1 項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）又は同日以後にされる公開請求（同条例第 6 条第 2 項に規定する公開請求をいう。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、同日前にされた公開決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

第3章 大牟田市の個人情報保護制度のあらまし

個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営に資することを目的とした大牟田市個人情報保護条例（平成14年条例第22号。以下「条例」という。）を制定し、平成15年7月1日から施行しています。

本市の個人情報保護制度は、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを個人情報とし、本人に限り、開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止を請求する権利を保障しています。また、市が保有する個人情報について、個人情報の収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機の結合の制限等の実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するためのルールを定めており、安心して信頼できる市政の推進を図るよう努めています。

なお、平成22年4月1日、大牟田市立総合病院の経営形態の変更に伴い、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「大牟田市立病院」という。）が設立されましたが、引き続き条例第2条第1項に定める実施機関として運用しています。

第1節 個人情報保護制度

1 個人情報保護の原則

(1) 収集の制限（条例第7条）

個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により、原則本人から収集しなければならない。また、原則として、思想、信条及び宗教等、収集を制限する個人情報を収集してはならない。

(2) 適正な維持管理（条例第9条）

個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努め、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(3) 個人情報管理責任者（条例第10条第1項）

実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を置かなければならない。

(4) 利用及び提供の制限（条例第11条）

原則として、取り扱う事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（保有特定個人情報にあつては、当該実施機関の内部での利用に限る。）をし、又は取り扱う事務の目的の範囲を超える保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の実施機関以外のものへの提供をしてはならない。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報の提供をすることができない。

(5) 開示請求権（条例第15条第1項）

自分に関する情報の内容を知ることができるよう、開示請求権を保障しています。なお、開示でき

ない保有個人情報に限定的に定めています。

(6) 訂正・削除・中止請求（条例 26 条、27 条、28 条）

開示を受けた自己に関する保有個人情報について事実には誤りがあるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求を、不適正に収集しているときは削除の請求を、また、不適正な目的外利用や外部提供をしているときは中止の請求をすることができる。

2 個人情報保護条例の主な内容

(1) 実施機関（条例第 2 条第 1 項）

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、消防長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会、市が設立した地方独立行政法人及び大牟田市土地開発公社です。

(2) 個人情報（条例第 2 条第 2 項）

生存する個人に関する情報であって、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

(3) 保有個人情報（条例第 2 条第 4 項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）をいいます。

(4) 特定個人情報（条例第 2 条第 5 項）

個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

(5) 保有特定個人情報（条例第 2 条第 6 項）

保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいいます。

(6) 指定管理者保有個人情報（条例第 2 条第 8 項）

指定管理者において公の施設の管理業務に従事している者が業務上作成し、又は取得した個人情報であって、指定管理者が組織的に利用するものとして保有しているもの（文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録に記録されているものに限る。）をいいます。

(7) 指定管理者保有特定個人情報（条例第 2 条第 9 項）

指定管理者保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいいます。

(8) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧（条例第 8 条第 1 項、第 4 項）

個人情報を取り扱う事務を開始、廃止又は変更しようとするときは、あらかじめ、一定の事項を市長に届け出ることにより、制度の適正かつ統一的な運用を図ることとしています。また、届出に係る事項を記録した目録を整備し、市民の閲覧に供します。

(9) 費用負担（条例第 33 条）

開示等は無料ですが、用紙に複写する場合は、白黒 1 枚（片面）10 円、カラー 1 枚（片面）50 円を負担しなければなりません。

(10) 大牟田市個人情報保護審議会（条例第 38 条）

審議会は、5 人以内の委員により構成され、地方自治及び個人情報保護制度に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱することになっています。

審議会の主な機能は、次のとおりです。

- ① 個人情報の取扱いについて検討し、実施機関に意見を述べること。
- ② 開示決定等又は訂正決定等に対する審査請求について、審査すること。
- ③ 個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建

議すること。

(11) 指定管理者に関する特例（条例第 46 条）

指定管理者の管理業務に係る個人情報の取扱いについては、実施機関が個人情報を取り扱う場合の規定を準用します。

(12) 出資法人の個人情報の保護（条例第 47 条）

出資法人（規則で定めるもの）は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(13) 他の法令との調整等（条例第 51 条）

この条例の適用を受けない個人情報は、次のとおりです。

- ① 統計法に係る個人情報
- ② 図書館等において、閲覧に供され、又は貸し出される図書等に記録されている個人情報
- ③ 他の法令等の規定により、同一の方法で開示を受け、又は訂正等の手続をすることができる場合の保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）

(14) 罰則（条例第 54 条～59 条）

区分	主 体	対象情報	行 為	刑罰等
第 54 条	① 実施機関の職員又は職員であった者 ② 受託業務に従事している者又は従事していた者 ③（指定管理者の）管理業務に従事している者又は従事していた者	個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（複製又は加工したものを含む。） ☆いわゆるデータ ☆受託業務（再委託を含む）従事者又は指定管理業務従事者が作成し、又は取得したものを含む。	正当な理由がないのに提供したとき	2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
第 55 条	同上	業務に関して知り得た保有個人情報、受託者保有個人情報又は指定管理者保有個人情報 ☆いわゆるデータ＋紙ベース ☆受託業務（再委託を含む）従事者又は指定管理業務従事者が作成し、又は取得したものを含む。	自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したとき	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
第 56 条	実施機関の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集したとき	同上
第 57 条	個人情報保護審議会委員	職務上知り得た秘密	漏らしたとき	同上
第 58 条	市外において第 54 条から第 57 条の罪を犯した者			第 54 条から第 57 条の適用
第 59 条	偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者			5 万円以下の過料

3 保有個人情報等の開示請求等の受付窓口

保有個人情報及び指定管理者保有個人情報の開示、訂正、削除又は中止に関する請求書の受付は、情報公開センターで行っています。ただし、大牟田市立病院に係る保有個人情報の開示、訂正、削除又は中止に関する請求書の受付については、同病院の診療情報管理室で行っています。

第4章 個人情報保護制度の運用について

第1節 個人情報保護制度の運用状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 保有個人情報等の開示請求等の処理状況

令和2年度の保有個人情報の開示請求の件数は14件、訂正、削除又は中止の請求はありませんでした。

また、指定管理者保有個人情報の開示、訂正、削除又は中止の請求はありませんでした。

なお、保有個人情報の「不存在」の通知は非開示決定処分の中に含まれています。

保有個人情報の開示請求の処理状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

受付場所	開示請求	開示請求に係る決定					審査請求	
		開示	一部開示	非開示		取下げ	取下げ	
				不存在				
情報公開センター	14	7	7	0	(0)	0	(0)	
大牟田市立病院	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
合計	14	7	7	0	(0)	0	(0)	

2 実施機関別の保有個人情報の開示請求の処理状況

令和2年度の保有個人情報の開示請求の処理状況を実施機関別にみると、表2のとおりです。

表2

(単位：件)

実施機関	開示請求	開示請求に係る決定					審査請求	
		開示	一部開示	非開示		取下げ	取下げ	
				不存在				
市長	12	7	5	0	(0)	0	(0)	
消防長	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
企業管理者	2	0	2	0	(0)	0	(0)	
教育委員会	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
選挙管理委員会	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
監査委員	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
農業委員会	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
公平委員会	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
議会	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
大牟田市立病院	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
大牟田市土地開発公社	0	0	0	0	(0)	0	(0)	
合計	14	7	7	0	(0)	0	(0)	

3 審査請求の状況

令和2年度は、保有個人情報等の開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

4 簡易開示の件数

令和2年度の簡易開示の請求件数は、表3のとおりです。

表3

(単位：件)

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	件数
市長	大牟田市会計年度任用職員採用試験（介護保険及び障害支援区分認定調査等業務他1種）試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和2年4月24日 ～2年5月23日	0
	令和2年度大牟田市職員採用試験（一般行政事務A他3種）第1次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和2年10月3日 ～2年11月2日	13
	令和2年度身体障害者を対象とした大牟田市職員採用選考試験第1次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点及び当該得点の順位	令和2年10月10日 ～2年11月9日	0
	令和2年度大牟田市職員採用試験（土木A他3種）第1次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和2年10月10日 ～2年11月9日	0
	令和2年度大牟田市職員採用試験（一般行政事務A他3種）第2次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和2年10月24日 ～2年11月23日	10
	令和2年度身体障害者を対象とした大牟田市職員採用選考試験第2次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和2年11月19日 ～2年12月18日	1
	令和2年度大牟田市職員採用試験（土木A他3種）第2次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和2年11月19日 ～2年12月18日	0
	令和2年度大牟田市職員採用試験（一般行政事務A他3種）第3次試験結果	受験者の各試験科目の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和2年12月1日 ～2年12月31日	3
	令和2年度身体障害者を対象とした大牟田市職員採用選考試験（再募集）第1次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点及び当該得点の順位	令和3年1月23日 ～3年2月22日	0
	大牟田市会計年度任用職員採用試験（行政事務他4種）第1次試験結果	受験者の各試験科目の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和3年2月9日 ～3年3月8日	1
	令和2年度身体障害者を対象とした大牟田市職員採用選考試験（再募集）第2次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和3年2月20日 ～3年3月19日	1
	大牟田市会計年度任用職員採用試験（行政事務他4種）第2次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和3年2月26日 ～3年3月25日	4

市 長	大牟田市会計年度任用職員採用試験（国民健康保険健康づくり業務他3種）試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和3年2月26日 ～3年3月25日	1
	身体障害者を対象とした大牟田市会計年度任用職員採用選考試験試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和3年2月26日 ～3年3月25日	0
消 防 長	大牟田市消防職員採用試験第1次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和2年10月2日 ～2年11月1日	3
	大牟田市消防職員採用試験第2次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和2年11月30日 ～3年12月28日	3
教 育 委 員 会	大牟田市教育委員会会計年度任用職員採用試験（文書等配送業務他1種）第1次試験結果	受験者の各試験科目の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和3年2月9日 ～3年3月8日	0
	大牟田市教育委員会会計年度任用職員採用試験（小学校栄養士）試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和3年2月26日 ～3年3月25日	0
	大牟田市教育委員会会計年度任用職員採用試験（文書等配送業務他1種）第2次試験結果	受験者の各試験科目（適性検査を除く。）の得点、総合得点及び総合得点の順位	令和3年2月26日 ～3年3月25日	0
大 牟 田 市 立 病 院	地方独立行政法人大牟田市立病院嘱託員採用試験（嘱託看護師（長時間））試験結果	受験者の総合評価の得点及び順位	令和2年4月25日 ～2年5月24日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院職員採用試験（看護師）試験結果	受験者の総合評価の得点及び順位	令和2年7月16日 ～2年8月15日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院職員採用試験（臨床検査技師他1種）試験結果	受験者の総合評価の得点及び順位	令和2年8月19日 ～2年9月18日	1
	地方独立行政法人大牟田市立病院職員採用試験（看護師）試験結果	受験者の総合評価の得点及び順位	令和2年9月2日 ～2年10月1日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院職員採用試験（看護師）試験結果	受験者の総合評価の得点及び順位	令和2年9月26日 ～2年10月25日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院嘱託員採用試験（看護助手）試験結果	受験者の総合評価の得点及び順位	令和2年10月20日 ～2年11月19日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院嘱託員採用試験（医療事務作業補助者）試験結果	受験者の総合評価の得点及び順位	令和2年10月27日 ～2年11月26日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院職員採用試験（看護師他1種）試験結果	受験者の総合評価の得点及び順位	令和2年10月28日 ～2年11月27日	0

大 牟 田 市 立 病 院	地方独立行政法人大牟田市立病院 嘱託員採用試験（嘱託看護師（短 時間））試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和2年11月3日 ～2年12月2日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 職員採用試験（事務職） 1次試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和2年11月5日 ～2年12月4日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 職員採用試験（事務職） 2次試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和2年12月4日 ～3年1月3日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 職員採用試験（看護師） 試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和2年12月24日 ～3年1月23日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 職員採用試験（看護師） 試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和3年1月30日 ～3年2月28日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 職員採用試験（事務職） 1次試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和3年2月6日 ～3年3月5日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 職員採用試験（作業療法士他1 種）試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和3年2月10日 ～3年3月9日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 職員採用試験（事務職） 最終試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和3年2月25日 ～3年3月24日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 嘱託員採用試験（診療情報管理 士）試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和3年2月25日 ～3年3月24日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 職員採用試験（看護師） 試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和3年3月16日 ～3年4月15日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 嘱託員採用試験（看護助手他1 種）試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和3年3月17日 ～3年4月16日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 職員採用試験（看護師） 試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和3年3月19日 ～3年4月18日	0
	地方独立行政法人大牟田市立病院 嘱託補助員採用試験（事務作業補 助員他1種）試験結果	受験者の総合評価 の得点及び順位	令和3年3月26日 ～3年4月25日	0
合計				41

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関等ごとの届出件数は、表4のとおりです。

表4

(単位：件)

実施機関等		令和2年度届出件数			令和2年度末届出事務件数
		新規	変更	廃止	
市	会計課				3
	企画総務部	2	5	2	62
	市民部	4	11		39
	市民協働部		11	1	47
	保健福祉部	10	49	25	128
	環境部	1	19	14	34
	産業経済部	1	2	1	23
	都市整備部	2	16	2	45
長	消防長				18
	企業管理者	1	1		19
	教育委員会	2	2		25
	選挙管理委員会				6
	監査委員		2		2
	農業委員会				5
	公平委員会				0
	固定資産評価審査委員会				1
	議会				4
	大牟田市立病院				19
	大牟田市土地開発公社				7
	指定管理者				28
	合計	23	118	45	515

6 大牟田市個人情報保護審議会への報告状況等

令和2年度の審議会への報告状況は、表5のとおりです。

また、審議会の委員は、表6のとおりです。

表5

回数	報告年月日	報告内容
第1回	令和2年4月13日	①保有個人情報等の取扱いについて（報告） ②個人情報取扱事務の届出について（報告） ③令和元年度運用状況について（報告）
第2回	令和2年7月30日	①保有個人情報等の取扱いについて（報告） ②個人情報取扱事務の届出について（報告）
第3回	令和2年10月28日	①保有個人情報等の取扱いについて（報告） ②個人情報取扱事務の届出について（報告）
第4回	令和3年1月19日	①保有個人情報等の取扱いについて（報告） ②個人情報取扱事務の届出について（報告）

表 6

任期：平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

氏 名	職 名	役 職
川 満 佳 代 子	家事調停委員	委 員
竹 本 安 伸	司 法 書 士	副会長
東 隆 也	人権擁護委員	委 員
蓑 輪 靖 博	福岡大学法学部教授	会 長
湯 村 し お り	弁 護 士	委 員

*令和 3 年 3 月 31 日現在

(敬称略五十音順)

7 保有個人情報開示請求一覧

令和2年度に情報公開センターで受付した保有個人情報の開示請求の内容は、表7のとおりです。

また、大牟田市立病院は、保有個人情報の開示請求はありませんでした。

表7

番号	請求年月日			請求の内容	個人情報の内容	決定内容	所属部等	所属課等	該当号
1	2	4	17	婚姻届の取り下げについての起案文書	宿日直に出された婚姻届の取下げについての起案用紙	一部開示	市民部	市民課	22条2号
2	2	7	14	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書、戦没者等の遺族の現況等についての申立書	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書、戦没者等の遺族の現況等についての申立書	開示	保健福祉部	福祉課	—
3	2	8	25	〇〇が△△の保護受給に関して、実態調査を依頼して来たことの記録	ケース記録票（R01.11.21 □□との同居や扶養協議について）	一部開示	保健福祉部	保護課	22条2号
4	2	9	15	平成30年6月19日付福岡県への報告書	〇〇による虐待について（報告）	一部開示	保健福祉部	福祉課	22条2号3号
5	2	9	25	〇〇の公務災害認定請求書及び添付書類一式	〇〇の公務災害認定請求書及び添付書類一式	一部開示	企業局	総務課	22条2号
6	2	10	14	柔道整復施術療養費支給申請書令和元年9月以降分（〇〇整骨院）	柔道整復施術療養費支給申請書（令和元年9月から令和2年2月までの整骨院分）	一部開示	市民部	保険年金課	22条2号
7	2	10	14	柔道整復施術療養費支給申請書令和元年9月以降分（〇〇整骨院）	柔道整復施術療養費支給申請書（令和元年9月から令和2年1月までの整骨院分）	一部開示	市民部	保険年金課	22条2号
8	2	10	19	〇〇の公務災害認定請求に関する追加調査に対して、地方公務員災害補償基金に提出した書類一式（基金とのやり取りの記録を含む）	〇〇の公務災害認定請求に関する追加調査に対して、地方公務員災害補償基金福岡県支部へ提出した書類一式。公務災害認定請求手続時に市と同支部間で行ったやり取りの記録を含む。	一部開示	企業局	総務課	22条2号
9	2	12	4	印鑑登録証明書交付申請書（令和2年10月以降）	印鑑登録証明書交付申請書（令和2年10月1日以降分）	開示	市民部	市民課	—
10	2	12	28	精神保健福祉手帳の診断書	令和2年6月20日記入診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	開示	保健福祉部	福祉課	—
11	3	1	13	女性相談記録票（H26.9.29、H26.11.7、R2.4.30）	女性相談記録票（平成26年9月29日、平成26年11月7日、令和2年4月30日分）	開示	市民協働部	人権・同和・男女共同参画課	—
12	3	1	22	住家被害認定調査票水害第1次B、第2次B-1、第2次B-3	住家被害認定調査票水害非木造-1	開示	市民部	税務課	—
13	3	1	22	住家被害認定調査票水害第1次B、第2次B-1、第2次B-3	住家被害認定調査票水害木造・プレハブ第1次B、第2次B-1、第2次B-3	開示	市民部	税務課	—
14	3	3	1	住家被害認定調査票水害木造・プレハブ第1次B、第2次B-1、第2次B-3	住家被害認定調査票水害木造・プレハブ第1次B、第2次B-1、第2次B-3	開示	市民部	税務課	—

8 保有個人情報等の特例扱いに関する類型

保有個人情報等の特例扱いができる場合について、個人情報保護審議会へ諮問し、類型を定めています。その内容は表8のとおりです。

表8

1 個人情報の本人外収集（条例第7条第2項第7号）

番号	類型	本人外収集する理由又は必要性
(1)	(申請、届出等) 各種の申請、届出等に伴い提供される情報に申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合	<ul style="list-style-type: none"> 各種の申請、届出等を伴う事務のうち、当該事務の性質上、申請者等以外の者に関する個人情報の収集が必要なものがある。
(2)	(送付資料等) 実施機関以外のものから送付された資料等に個人情報が含まれている場合	<ul style="list-style-type: none"> 国又は他の地方公共団体その他実施機関以外のものから資料等が送付されてきた場合には、その性質上、収集を拒むことができない。 報告書等の一部に含まれる場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが事実上困難である。
(3)	(工事請負契約等) 工事請負、業務委託等の契約及びその施行の事務において、契約の相手方から当該業務に従事する者等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約等において、その適正かつ円滑な施行を確保するため、当該業務に従事する者等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
(4)	(用地交渉等) 土地、家屋等の取得、収用、使用等に当たり、事業の円滑な推進を図るため、土地所有者等の権利関係等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 土地等の取得に当たっては、当該土地等に関する権利関係や評価等を正確に把握する必要があるが、本人から収集したのでは情報の客観性及び正確性を確保できない場合がある。 権利関係の中に当事者以外の者に関する個人情報が含まれている場合は、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理できない場合がある。
(5)	(診察等) 病院等の機関において、本人に対する診察、疾病の予防等を行うに当たり、本人の主治医、家族等から本人に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 患者、受診者等に対して的確な治療、保健指導等を行うため、本人の過去の治療歴等に関する情報を主治医、家族等の本人以外から収集することが必要な場合がある。
(6)	(資格要件調査等) 各種の申請等に係る資格要件、基準、条件等の調査、確認に当たって、本人以外から個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 資格要件、基準、条件等の調査、確認に当たって本人からの収集のみでは、情報の客観性、正確性の確保に支障が生じる場合がある。
(7)	(職員の任免等) 職員の任免等を行う事務で、本人に関する個人情報を本人以外から収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 職員の任免等を行う事務において、任用に当たっての適格性の審査又は懲戒等の処分を行うに当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人の個人情報を本人以外から収集することが必要な場合がある。
(8)	(団体等の指導及び補助金等の交付) 団体若しくは事業を営む個人に対する指導又は補助金等の交付に当たり、当該団体等の職員、構成員等又は当	<ul style="list-style-type: none"> 団体等に対する指導又は補助金等の交付に際して、それらの根拠となる当該団体の職員等又は施設入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集することが必要な場合がある。 これらの情報には、当該団体等でなければ保有していないものがある場合がある。

	該団体等が設置し若しくは運営している施設の入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合	
(9)	(事件、事故等) 事件、事故等の発生に際し、事実関係を把握するため、関係者等本人以外から当事者の情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 事後の処理や今後の再発防止のため、正確な事実関係を把握する必要があり、本人からの収集のみでは、情報の客観性、正確性を確保することができない。
(10)	(本人の同意に準じる場合等) 社会通念上、本人の同意があるときに準じ、又は本人の同意があるときと同視し得る場合	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に口座振込による支払を行った結果、金融機関から市へ収納済み通知書が送られてくる場合、代理人又は使用者により書類が提出される場合等、本人の同意があるものとして条例第7条第2項第2号に準じて取り扱う。 また、未成年者の監護義務者等から本人に関する情報を収集する場合は、条例第7条第2項第2号と同視し得る場合として取り扱う。
(11)	条例第11条第2項に規定するところにより目的外利用をした場合に個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 条例第11条第2項の規定により取り扱う事務の目的の範囲を超えて利用することができる個人情報を収集する場合は、当該目的外利用の際にその個人情報の収集について条例第7条第2項ただし書の規定と同様の判断がなされている。

2 収集を制限する個人情報の収集（条例第7条第3項）

番号	類型	収集する理由又は必要性
(1)	(自由意思による提供) 市民等からの自由意思により、収集を制限する個人情報が提供されることにより当該個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 市等が実施する事務の中には、市民等の自由意思で、収集を制限する個人情報が提供される場合がある。 こうした事務に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内で収集を制限する個人情報を正確に把握することが必要な場合がある。 <p>(例) 相談、陳情、要望、意見、苦情、作文等のコンクール、試験等の作文 など</p>
(2)	(議員等の政党名等) 議員等の政党名、会派名、政治理念等の収集を制限する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関等は、議会に関連する事務等において、その目的の範囲内で議員等の所属政党名、会派名、政治理念等の収集を制限する個人情報を収集する場合がある。 議員等の政党名は、公知の事実とも考えられ、当該個人情報を事務の目的の範囲内で取り扱う場合に限り、一般的に個人情報保護上の問題は起こらないものと考えられる。
(3)	(刊行物等) 一般に入手し得る刊行物等から収集を制限する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 出版、報道等で公にされた情報は、不特定多数の者に公表され、誰もが知り得る状態にあり、こうした情報を事務の目的達成に必要な範囲内で収集することが正当と認められる場合は、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。
(4)	(海外研修生等の受入れ) 海外からの研修生、来訪者等の受入れを行うに当たり、当該研修生等の収集を制限する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 海外からの研修生、来訪者等を受け入れるに当たっては、生活習慣の違いや食事の制限等を把握し、当該研修生の滞在中、適切な対応を図るため、収集を制限する個人情報の収集が必要となる場合がある。

(5)	(措置、給付等) 各種の措置、給付等を行う事務において、収集を制限する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 各種の措置、給付等の申請受付において、申請者等から申請理由、経過その他の事情を聴取する際に、申請の内容によっては収集を制限する個人情報が提供される場合がある。
(6)	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の事務において、選考対象者、候補者の収集を制限する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 功績調書の中には、収集を制限する個人情報が含まれている場合がある。 栄典、表彰等を行う場合、犯罪歴を有する者が被表彰者となることは社会通念上、市民等の感情にそぐわないと考えられることもあるため、選考に当たっては犯罪歴等の有無を確認する必要がある。
(7)	(市税等の賦課徴収) 市税、国民健康保険税等の賦課徴収事務を行うに際して、収集を制限する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 市税、国民健康保険税等の賦課徴収事務を行うに際して法令上の負担軽減措置を申請する場合又は納税若しくは納入に関し、本人等から事情説明を受ける場合について、収集を制限する個人情報が提供される場合がある。
(8)	(撮影等) 撮影等を通じて、その外形上明らかな障害等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこむ場合がある。 外形から明らかであるため、本人にとっても社会生活を送るに当たって自己の障害等に関する個人情報が公に認識されることは想定していると考えられる。
(9)	(争訟等) 争訟等に当たって、収集を制限する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 裁決等における公正な判断や訴訟の準備等を行うために収集を制限する個人情報を収集することが必要な場合がある。 相手方からの自由意思で、収集を制限する個人情報が提供される場合がある。
(10)	(本人確認) 本人確認のため提示された身分証明書により、障害に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> 申請等の事務において、身分証明書により申請者が本人であることを確認する場合がある。身分証明書として障害者手帳を提示された場合は、障害に関する個人情報を収集することになる。

3 保有個人情報等の目的外利用・外部提供（条例第 11 条第 2 項第 5 号）

ア 目的外利用に係る類型

番号	類型	目的外利用する理由又は必要性
(1)	法令等の規定に基づく照会等に対して回答する場合	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、「調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる」（地方税法第 20 条の 11）のように任意の情報提供に関する規定に基づく求めに応じて、個人情報を実施機関内で目的外利用をする場合がある。 法令等に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められること、実施機関内の利用であり市の管理を離れるものではないことから、条例第 11 条第 2 項第 1 号に定める「法令等の規定があるとき」に準じるものとして取り扱う。
(2)	実施機関内の法令等の規定に基づき実施する事務に係る照会に対して回答する場合。ただし、当該事務の遂行に必要な範囲内で当該個	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関が法令等の規定に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。 実施機関が保有する個人情報を他の実施機関が利用することができなければ、当該実施機関は、

	<p>人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。</p>	<p>改めて本人から収集しなければならなくなる等、時間、経費等がかかるとともに、本人にも負担をかけるので、市民の負担軽減、行政運営の効率化等の観点から必要な場合がある。</p>
(3)	<p>栄典、表彰等の候補者の選考のための照会に対して回答する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関が栄典、表彰等の事務を行うに当たり、その資格要件等を確認するため、個人情報を実施機関内で目的外利用をする場合がある。 直接候補者から収集したのでは、情報の客観性、正確性が確保できない場合があり、実施機関内の既存の個人情報の目的外利用をする必要性がある。ただし、犯罪歴等極めて慎重な取扱いを要する個人情報については、細心の注意を払うものとする。
(4)	<p>各種の委員、講師、指導者、助言者等の選任又は推薦を行うため、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報の照会に対して回答する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委員等の候補者を幅広く求めるためには、実施機関内から委員等の候補者の実績等に関する個人情報を収集する必要がある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の目的達成に支障が生じる場合がある。
(5)	<p>実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のため、各種の名簿等の個人情報の目的外利用をする場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関が講習会、研修会等の参加対象者の把握を行うため、実施機関内の個人情報のうち住所、氏名等の基礎的情報に限定して目的外利用をする場合、実施機関が実施した事業の参加者等に対して、当該又は他の実施機関が、関連する事業の案内をし、又は関連する刊行物を送付する場合等がある。 事業の案内物の送付等を効率的に行うことができる。
(6)	<p>社会通念上、本人の同意があるときに準じて取り扱うことが適当であり、又は本人の同意があるときと同視し得る場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、市に対して債権を有する者が支払の請求をした場合に、当該事務担当課から支払事務担当課等に関係書類が送付される場合がある。 実施機関の組織の事務分掌上の都合により行われる処理であって、当該個人情報が当該実施機関の他課等又は他の実施機関に送付されることを認識し、又は認識し得る状況下にあるので、本人の同意があるときに準じて取り扱う。
(7)	<p>市政における全庁的・総括的な事務の管理運営に関する事務に必要な限度において、個人情報の目的外利用をする場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、実施機関が女性のための各種事業を推進する上で必要な全庁的な女性登用の実態を把握するため、女性の委員の名簿等に関する個人情報の目的外利用をする場合のように、本市行政の企画推進等のため、事務の簡素化を図る上で、合理的かつ適切な範囲内で市が保有する既存の個人情報を有効活用する場合がある。
(8)	<p>事件、事故等の処理に関し、個人情報の目的外利用をする場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事件、事故等が発生した場合の処理に関し、関係する当該実施機関の他課等又は他の実施機関にその内容を連絡し、必要な措置を求め、又は協議する必要がある場合がある。

(9)	実施機関が行う事務に関して各種アンケート調査を実施するため、住民基本台帳から無作為抽出した氏名、住所等の基礎的情報の目的外利用をする場合	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関が行う事務事業を行うに際し、住民の意見を反映させるためアンケート調査を実施する場合がある。
-----	----------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 外部提供に係る類型

番号	類型	外部提供する理由又は必要性
(1)	捜査機関、裁判所、弁護士会等の法令等の規定に基づく照会等に対して回答する場合	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、法律の「照会して必要な事項の報告を求めることができる」というような任意の情報提供を求める規定に応じて、捜査機関、裁判所、弁護士会等に対し、個人情報に関する事項について回答する場合がある。 強制力のない法令等の規定に基づく照会であるが、公の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。 <p>(例) 刑事訴訟法第 197 条第 2 項 弁護士法第 23 条の 2 民事訴訟法第 226 条</p>
(2)	国又は他の地方公共団体が法令等の規定に基づき実施する事務に係る照会に対して回答する場合。ただし、当該事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が法令等の規定に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。 実施機関が保有する個人情報を行政機関に提供しなければ、当該行政機関は、改めて本人から収集しなければならなくなるので、市民の負担軽減、行政運営の効率化等の観点から必要な場合がある。
(3)	栄典、表彰等の候補者の選考のため、国、他の地方公共団体その他表彰を実施する団体の照会に対して回答する場合	<ul style="list-style-type: none"> 栄典、表彰等を実施する機関、団体等が直接候補者から収集したのでは、情報の客観性、正確性が確保できない場合があり、候補者の選考の事務の目的達成に支障が生じるおそれがあるため、これらの機関、団体等に対して個人情報の外部提供をする場合がある。
(4)	各種の委員、講師、指導者、助言者等の人選のため、国又は他の地方公共団体の照会に対して回答する場合	<ul style="list-style-type: none"> 委員等の人選を行う機関は、適任者を幅広く求めるため、実施機関から委員等の候補者の実績等を収集する必要がある。 委員等の人選を行う機関が本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の目的達成に支障が生じる場合があるため、これらの機関に対して個人情報の外部提供をする場合がある。
(5)	社会通念上、本人の同意があるときに準じて取り扱うことが適当であり、又は本人	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、市に対して提出された口座振替依頼書に関係金融機関に送付する場合等がある。 本人も最終的には当該個人情報が関係金融機関

	の同意があるときと同視し得る場合	に提供されていることを認識し得る状況下にあるので、本人の同意があるときに準じて取り扱う。
(6)	報道機関に発表し、又は報道機関の取材若しくは要請に応じて提供する場合。ただし、報道機関を通じて広く一般に知らせることが公益上必要であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 対象となっている事柄の性質、個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断し、公表することが社会通念上許容される範囲内であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は、報道機関に発表し、又は取材に応じることが必要な場合がある。また、犯罪、事故、災害等の特別の理由がある場合は、必要最小限個人情報の外部提供をする場合がある。
(7)	訴訟の当事者として実施機関が訴訟資料に含まれる個人情報を裁判所に提出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟の当事者として実施機関が十分な主張立証を尽くすためには、事実関係を正確に反映させ、公正かつ妥当な訴訟の遂行のため、事務の目的に関わらず、訴訟資料として裁判所に提出することが必要な場合がある。

9 個人情報保護審議会への諮問の状況

令和2年度は、諮問はありませんでした。

大牟田市個人情報保護条例

平成14年12月27日
条例第22号

改正 平成15年3月31日条例第38号
平成18年6月30日条例第15号
平成21年3月31日条例第30号
平成21年12月28日条例第19号
平成27年9月25日条例第17号
平成28年3月31日条例第42号
平成29年3月30日条例第37号
平成30年3月30日条例第33号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び大牟田市土地開発公社をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第8項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。次号において同じ。）を除く。）をいう。第7条第3項第7号において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この条例において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員並びに市が設立した地方独立行政法人及び大牟田市土地開発公社の役員及び職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（公文書（大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）をいう。

5 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

6 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。

7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

8 この条例において「指定管理者保有個人情報」とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）において同法第244条第1項に規定する公の施設の管理業務（以下「管理業務」という。）に従事している者が業務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該指定管理者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保

有しているもの（文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下これらを「文書等」という。）に記録されているものに限る。）をいう。

9 この条例において「指定管理者保有特定個人情報」とは、指定管理者保有個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、実施機関における個人情報の取扱いについて必要な措置を講じ、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱うとともに、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（職員の責務）

第6条 実施機関の職員及び職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示があるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明その他の事由により、本人から収集することが困難であると認められるとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成しないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が大牟田市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定若しくは実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示があるとき又は実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教

(2) 人種及び民族

(3) 社会的差別の原因となる社会的身分

(4) 犯罪の経歴

(5) 犯罪により害を被った事実

(6) 病歴

(7) 次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（第4号又は前号に該当するものを除く。）

ア 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること。

イ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（ウにおいて「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（ウにおいて「健康診断等」という。）の結果

ウ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

エ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件

に関する手続が行われたこと。

オ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報取扱事務の届出及び閲覧）

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (3) 個人情報を取り扱う組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、あらかじめ同項の規定による届出をすることができないときは、個人情報を取り扱う事務を開始し、又は変更した日以後において当該届出をすることができる。この場合において、当該届出は、速やかに行わなければならない。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

- (1) 一時的な使用であって、使用後直ちに廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事務

4 実施機関は、第1項又は第2項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

6 市長は、第4項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

7 市長は、第1項又は第2項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供さなければならない。

（適正な維持管理）

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（個人情報管理責任者）

第10条 実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を置かなければならない。

2 個人情報管理責任者は、保有個人情報の保管等の状況を点検し、所属職員に対する指導及び監督に努めなければならない。

（利用及び提供の制限）

第11条 実施機関は、取り扱う事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（保有特定個人情報にあっては、当該実施機関の内部での利用に限る。以下「目的外利用」という。）をし、又は取り扱う事務の目的の範囲を超える保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をすることができる。

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)の目的外利用をすることができる。ただし、保有特定個人情報の目的外利用をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報の提供をすることができない。

5 実施機関は、外部提供をする場合において必要があると認めるときは、当該提供先に対し、当該提供に係る保有個人情報について、その使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適正に取り扱うための必要な措置を講じることを求めなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。

(委託に伴う措置)

第13条 実施機関は、新たに個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該委託に係る契約書等に個人情報の保護に関し必要な事項を明記するなど、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたものが当該委託を受けた業務を再委託する場合に準用する。

(受託者の義務)

第14条 実施機関から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの(そのものから当該委託を受けた業務の再委託を受けたものを含む。以下「受託者」という。)は、当該委託を受けた業務(再委託を受けたものにあつては、当該再委託を受けた業務。以下「受託業務」という。)を行う場合は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者並びに当該受託業務に従事している者及び従事していた者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 保有個人情報の開示及び訂正等の請求等

(開示請求権)

第15条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第16条 前条の規定により開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

- 第 17 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第 24 条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第 1 条に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第 1 条に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）及び開示請求者以外のもの（以下この条、第35条第 2 項及び第36条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）に当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 4 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第 35 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第 18 条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内になければならない。ただし、第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して 30 日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。

(事案の移送)

- 第 19 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関により作成され、又は収集されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(理由付記等)

- 第 20 条 実施機関は、第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 2 実施機関は、前項の場合において、当該保有個人情報を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(保有個人情報の開示の方法)

- 第 21 条 保有個人情報の開示は、閲覧又は視聴、写しの交付その他の規則で定める方法により、速やかに行う。
- 2 実施機関は、前項の閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、当該保有個人情報

が記録されている公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

3 第16条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(保有個人情報の開示義務)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するもの（以下「非開示情報」という。）である場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により、本人に開示することができないと認められる保有個人情報
- (2) 開示請求者以外の個人又は法人その他の団体（市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより当該個人又は法人等の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの
- (3) 個人の評価、診断、判定、選考、相談、指導等に関する保有個人情報であって、開示することにより当該事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるもの
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する保有個人情報であって、開示することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該又は同種の審議、検討又は協議に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方三公社が行う事務又は事業に関する保有個人情報であって、開示することにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある保有個人情報
- (7) 未成年者の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者の法定代理人又は本人の委任による代理人）により開示請求が行われた場合において、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる保有個人情報

(保有個人情報の部分開示)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、当該非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の個人情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求及び開示の特例)

第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第16条第1項の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があつたときは、第17条から第21条までの規定にかかわらず、当該実施機関が別に定める方法により、速やかに当該保有個人情報を開示するものとする。

(訂正請求権)

第26条 何人も、第21条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による訂正請求について準用する。

(削除請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項、次条第1項及び第30条において同じ。）について、実施機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

- (1) 第7条の規定によらないで収集しているとき。
- (2) 番号利用法第20条の規定に違反して収集し、又は保管しているとき。
- (3) 番号利用法第29条の規定に違反して作成した特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録しているとき。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による削除請求について準用する。

(中止請求権)

第28条 何人も、実施機関が自己を本人とする保有個人情報を第11条第2項若しくは第3項の規定によらないで目的外利用若しくは外部提供をしていると認めるとき、又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の目的外利用若しくは外部提供又は提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による中止請求について準用する。

(訂正請求等の方法)

第29条 保有個人情報の訂正請求、削除請求又は中止請求（以下「訂正請求等」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求等をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求等に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正、削除又は中止（以下「訂正等」という。）を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正請求等について準用する。

(中止請求による一時停止)

第30条 実施機関は、中止請求があったときは、次条に規定する決定をするまでの間、当該保有個人情報の目的外利用若しくは外部提供又は提供を一時停止するよう努めなければならない。ただし、当該停止によって実施機関の事務に著しい支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

(訂正請求等に対する決定等)

第31条 実施機関は、必要な調査を行い、訂正請求等に係る保有個人情報の全部又は一部について訂正等をするときは、その旨の決定をし、速やかに、当該保有個人情報の訂正等を行った上で、当該訂正請求等をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、必要な調査を行い、訂正請求等に係る保有個人情報の全部について訂正等をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、当該訂正請求等をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求等があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求等をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。

5 第20条第1項の規定は、第1項及び第2項の規定による訂正請求等に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正等をしないときについて準用する。

(情報提供等記録の訂正に係る総務大臣等への通知)

第31条の2 実施機関は、前条第1項の規定により情報提供等記録の全部又は一部の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(訂正請求の事案の移送)

第 32 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第 19 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求をした者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 31 条第 1 項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(費用負担)

第 33 条 第 21 条第 1 項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求)

第 34 条 開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求等に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第 35 条 開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求等に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者又は訂正等請求者（開示請求者又は訂正等請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第 36 条 第 17 条第 4 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(苦情の処理)

第 37 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関し苦情の申出があった場合は、迅速かつ適切に処理しなければならない。

第 3 章 大牟田市個人情報保護審議会

(大牟田市個人情報保護審議会)

第 38 条 次の各号に掲げる事務を行うため、大牟田市個人情報保護審議会を置く。

(1) 第 7 条第 2 項第 7 号及び第 3 項ただし書、第 8 条第 5 項、第 11 条第 2 項第 5 号並びに第 12 条第 2 号の規定により意見を述べること。

(2) 第 35 条第 1 項の規定による諮問に応じて答申すること。

(3) 個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

2 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 3 審議会の委員は、地方自治及び個人情報保護制度に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の調査権限)

第39条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、当該提示された保有個人情報の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審議会は、前条第1項(第2号を除く。)に規定する事務を行うために必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者に対し、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

第40条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第41条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第42条 審議会は、第39条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第43条 審議会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、非公開とする。

(答申書の送付)

第44条 審議会は、第35条第1項の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(規則への委任)

第45条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 指定管理者等が取り扱う個人情報の保護

(指定管理者に関する特例)

第46条 指定管理者において管理業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 第2章第1節(第13条第2項を除く。)の規定は、指定管理者の管理業務に係る個人情報の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項並びに第2項各号 列記以外の部分及び第1号	実施機関	指定管理者
第7条第2項第7号	実施機関	当該指定管理者を指定した実施 機関（以下「指定実施機関」とい う。）
第7条第3項	実施機関は	指定管理者は
	若しくは実施機関	若しくは指定管理者
	又は実施機関	又は指定実施機関
第8条第1項	実施機関	指定管理者
	あらかじめ	指定実施機関を通じて、あらかじ め
第8条第2項	実施機関	指定管理者
	速やかに	指定実施機関を通じて、速やかに
第8条第3項第2号	実施機関	指定管理者
第8条第4項	実施機関	指定管理者
	その旨を	指定実施機関を通じて、その旨を
第8条第5項	実施機関	指定実施機関
第9条及び第10条	実施機関	指定管理者
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第11条第1項	実施機関は	指定管理者は
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	保有特定個人情報	指定管理者保有特定個人情報
	実施機関の 実施機関以外	指定管理者の 当該指定管理者以外
第11条第2項各号列記以外の部 分	実施機関	指定管理者
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第11条第2項第1号	実施機関	指定管理者
第11条第2項第5号	実施機関	指定実施機関
第11条第3項及び第4項	実施機関	指定管理者
	保有特定個人情報	指定管理者保有特定個人情報
第11条第5項	実施機関	指定管理者
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第12条各号列記以外の部分	実施機関は	指定管理者は
	実施機関以外	当該指定管理者以外
第12条第2号	実施機関	指定実施機関
第13条第1項	実施機関は	指定管理者は
	実施機関以外	当該指定管理者以外
第14条第1項	実施機関	指定管理者
	（そのものから当該受託を受け た業務の再委託を受けたものを 含む。以下「受託者」という。）	（以下「受託者」という。）
	（再委託を受けたものにあつて は、当該再委託を受けた業務。以 下「受託業務」という。）	（以下「受託業務」という。）

3 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報を取り扱う事務について、当該指定管理者を指定する前に第7条第2項第7号若しくは第3項ただし書、第11条第2項第5号又は第12条第2号の規定により審議会の意見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審議会の意見を聴いたものとみなす。

4 指定管理者保有個人情報の開示及び訂正等の請求等に係る第2章第2節（第19条、第25条及び第32条を除く。）、第3章、第51条及び第59条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 15 条第 1 項	実施機関に対し	指定実施機関に対し
	当該実施機関	指定管理者
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 15 条第 2 項	保有特定個人情報	指定管理者保有特定個人情報
第 16 条第 1 項	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 16 条第 2 項	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	保有特定個人情報	指定管理者保有特定個人情報
第 16 条第 3 項	実施機関	指定実施機関
第 17 条	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 18 条第 2 項	実施機関	指定実施機関
第 20 条	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 21 条	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	実施機関	指定実施機関
	公文書	文書等
第 22 条の見出し	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 22 条各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 22 条第 1 号	実施機関	指定管理者
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 22 条第 2 号及び第 3 号	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 22 条第 4 号	市の機関	市の機関及び指定管理者
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 22 条第 5 号	市の機関	市の機関若しくは指定管理者
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	、市	、市、指定管理者
第 22 条第 6 号	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 22 条第 7 号	保有特定個人情報	指定管理者保有特定個人情報
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 23 条、第 24 条及び第 26 条第 1 項	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	実施機関	指定実施機関
第 27 条第 1 項及び第 28 条第 1 項	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	実施機関が	指定管理者が
	当該実施機関	指定実施機関
第 29 条	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	実施機関	指定実施機関
第 30 条	実施機関	指定管理者
	次条	指定実施機関が次条
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 31 条	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	訂正等をするとき	訂正等をする必要があると認めるとき
	訂正等を行った上で	訂正等を行うよう指定管理者に指示し、当該訂正等が行われたことを確認した上で
	訂正等をしないとき	訂正等をする必要がないと認めるとき
第 31 条の 2	実施機関	指定実施機関

	訂正をした	訂正を行うよう指定管理者に指示し、当該訂正が行われたことを確認した
第 35 条第 1 項	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	訂正等を行うこととする	訂正等を行う必要があると認め、指定管理者に訂正等を行うよう指示することとする
第 35 条第 2 項	実施機関（	指定実施機関（
	諮問実施機関	諮問指定実施機関
	次の各号に掲げる者	次の各号に掲げる者及び指定管理者
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 36 条第 2 号	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 37 条	実施機関	指定管理者
第 38 条第 1 項第 3 号	実施機関	指定実施機関
第 39 条第 1 項	諮問実施機関	諮問指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 39 条第 2 項	諮問実施機関	諮問指定実施機関
第 39 条第 3 項	諮問実施機関	諮問指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第 39 条第 4 項	諮問実施機関	諮問指定実施機関
第 39 条第 5 項	実施機関	指定実施機関
第 51 条第 2 項	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	保有特定個人情報	指定管理者保有特定個人情報
第 59 条	保有個人情報	指定管理者保有個人情報

5 指定実施機関は、前項の規定により読み替えて適用する第 15 条及び第 26 条から第 28 条までの規定に基づく請求があったときは、指定管理者に対し、当該請求に係る指定管理者保有個人情報を提出するよう求めなければならない。

6 指定管理者は、前項の規定に基づく指定実施機関からの求め又は第 4 項の規定により読み替えて適用する第 31 条第 1 項の規定に基づく指示があったときは、速やかに、これに応じなければならない。
（出資法人の個人情報の保護）

第 47 条 市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人（市が設立した地方独立行政法人及び大牟田市土地開発公社を除く。）であって規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第 5 章 雑則

（事業者等への支援）

第 48 条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（苦情の処理のあっせん等）

第 49 条 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん、助言、指導等に努めるものとする。

（国等との協力）

第 50 条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体と協力するものとする。

（他の法令との調整等）

第 51 条 この条例の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

- （1）統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計に係る個人情報
- （2）図書館その他これに類する施設において一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

2 他の法令等の規定により、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）について、第 21 条第 1 項に規定する方法と同一の方法で開示を受け、又は訂正等の手続を行うことができる場合

は、その定めるところによるものとする。

3 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 21 条第 1 項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(市長の助言等)

第 51 条の 2 市長は、他の実施機関に対し、この条例による個人情報保護制度の運用に関し報告を求め、又は助言をすることができる。

(運用状況の公表)

第 52 条 市長は、毎年 1 回、この条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第 53 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

(罰則)

第 54 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託者において受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者において管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

2 前項において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報、受託者保有個人情報（受託者において受託業務に従事している者がその業務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該受託業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該受託者が保有しているもの（文書等に記録されているものに限る。）をいう。）又は指定管理者保有個人情報（以下この項及び次条において「保有個人情報等」という。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報等を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をいう。

第 55 条 前条第 1 項に規定する者が、職務上又はその業務に関して知り得た保有個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 57 条 第 38 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 58 条 第 54 条から前条までの規定は、大牟田市外においてこれらの条文に規定する罪を犯した者にも適用する。

第 59 条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けたものは、5 万円以下の過料に処する。

付 則

1 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項第 7 号及び第 3 項第 2 号、第 11 条第 1 項第 5 号並びに第 12 条第 2 号中審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第 3 章の規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第 8 条第 1 項の規定中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行の日以後速やかに」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第 1 項ただし書に規定する日以後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第 38 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

4 地方独立行政法人（市が設立したものに限る。この項及び次項において同じ。）の成立の際現にこの条例の規定により実施機関に対し行われている開示請求その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が実施機関から承継した保有個人情報（次項において「承継保有個人情報」という。）に係るものについては、当該地方独立行政法人の成立の日以後は、当該地方独立行政法人対しなされたものとみなす。

5 地方独立行政法人の成立の前日にこの条例の規定により実施機関が行った開示決定その他の行為のうち、承継保有個人情報に係るものについては、当該地方独立行政法人の成立の日以後は、当該地方独立行政法人が行ったものとみなす。

付 則（平成 15 年 3 月 31 日条例第 38 号）

この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 6 月 30 日条例第 15 号）

- 1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定管理者が個人情報を取り扱う事務を行っている場合においては、改正後の大牟田市個人情報保護条例第 46 条第 2 項の表中欄中「指定実施機関を通じて、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、指定実施機関を通じて、この条例の施行後速やかに」と読み替えて、同条例第 8 条第 1 項の規定を準用する。

付 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 30 号）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に実施機関が保有する改正前の大牟田市個人情報保護条例第 51 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する個人情報の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成 21 年 12 月 28 日条例第 19 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 9 月 25 日条例第 17 号）

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 42 号）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる開示決定等（同条例第 17 条第 3 項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）若しくは訂正決定等（同条例第 31 条第 3 項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）又は同日以後にされる開示請求（同条例第 15 条第 1 項に規定する開示請求をいう。）若しくは訂正請求等（同条例第 29 条第 1 項に規定する訂正請求等をいう。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、同日前にされた開示決定等又は訂正決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

付 則（平成 29 年 3 月 30 日条例第 37 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 33 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、改正後の大牟田市個人情報保護条例第 7 条第 3 項ただし書（第 46 条第 2 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、審議会に意見を聴くことができる。

情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書

令和3年7月1日

大牟田市企画総務部総務課
(情報公開センター)

福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
TEL (0944) 41-2512